

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた
 △：一部達成できなかった
 ×：達成できなかった

資料3

基本目標	主要施策	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		
								(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	担当課	
1 生みやすく、育てやすいまちづくり																	
1 母子保健の充実																	
		1	妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担にすることにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。	妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。	○		すべての妊婦が妊娠中に必要な健診を受診し、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができる。	妊婦届出状況	【妊婦15週までの届出率】98.0%	妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担にすることにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。	妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担にすることにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援した。	○	関係機関との連携や他事業での周知により、速やかに妊婦届出を行うよう促していく。	→	・妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担にすることにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。 ・公費負担の対象となる検査項目を追加(※)、妊婦の健康管理の充実を図る。※国が妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めたことに伴い、子宮頸がん検査を新たに追加。貧血検査・血糖検査・超音波検査の公費負担回数を追加。	健康づくり推進課
		2	妊産婦新生児訪問指導事業、こんには赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な保健指導を行う。	母子保健法の規定に基づき、保健指導を受けることが必要な妊産婦等の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児等に必要な指導を行うことにより、正常な妊娠・出産または育児の確保に努め、もって母子の健康の保持及び増進を図る。	○	○	乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図ることができる。	・妊産婦・新生児訪問指導実施状況 ・こんには赤ちゃん訪問実施状況	【出生児の訪問率】98.8% 未訪問者に対しては、3か月児健診やその後の訪問・電話等により支援を行った。	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な保健指導を行う。	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な保健指導を行った。	○	・里帰りや長期入院などで訪問できない家庭以外は、訪問により必要な保健指導を行うことができた。 ・4か月までに訪問を実施できなかった家庭は、3か月児健診や電話等で支援を行った。	→	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な保健指導を行う。	健康づくり推進課
		3	乳幼児健診事業	適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病、異常の早期発見や育児支援を行う。	上越市健康増進計画の生涯を通じた健康づくりの推進についての取組に基づき、保護者が子どもの成長発達に関する学習ができる場を提供し、自ら子どもの育ちを確認できるよう、適切な時期に健康診査を実施し、疾病、異常の早期発見に努めるとともに、発育発達に応じて支援する。			乳幼児健診の受診により、疾病・異常の早期発見に努めると共に、保護者自身が子どもの発育発達を確認することができる。	乳幼児健診受診率(3か月、6か月、9か月、1歳6か月、3歳)	【乳幼児健診の受診率】98.4%	適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病、異常の早期発見や育児支援を行う。	適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病、異常の早期発見や育児支援を行った。	○	昨年度の実績を下回ったが、適切な時期に実施することができた。医療機関委託の6か月健診について、個別の受診勧奨を実施する等、受診率の向上に努める。	→	・適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病、異常の早期発見や育児支援を行う。 ・受診率向上のための受診勧奨に努める。	健康づくり推進課
		4	予防接種事業	予防接種の実施により、感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児、児童・生徒の感染症の予防を図る。	予防接種を実施し、感染のおそれのある疾病の発生を防止し、公衆衛生の向上を図る。			感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児、児童・生徒の感染症の予防を図る。	公費対象の被接種者数実績	【接種率】85.7% ※ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、BCG、麻しん風しんの平均	予防接種の実施により、感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児、児童・生徒の感染症の予防を図る。	【接種率】88.61% ※ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、BCG、麻しん風しん、水痘の平均	○	H31年度目標の90%には及ばないものの、H27年度の間目標86.56%を達成。	→	乳幼児の予防接種について、目標接種率を達成するため、引き続き接種率向上のための接種勧奨に努める。	健康づくり推進課
		5	フッ化物塗布事業	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布を実施する。	歯や口腔の健康状態を保ち、幼児の健康の保持増進を図る。			幼児期における歯質の向上とう蝕予防の徹底により、幼児の健康の保持増進を図ることができる。	歯科健診受診者に対するフッ化物塗布実施率(1歳6か月児、2歳児、3歳児)	【フッ化物塗布の実施率】78.4%	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布を実施する。	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布を実施した。	○	実施率は昨年度実績を下回ったが、定期的実施することで歯質向上とう蝕予防に努めた。機会を捉えて、保護者へのPRを行う。	→	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布を実施する。	健康づくり推進課
		6	フッ化物洗口事業(保育園)	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、保育園においてフッ化物洗口を実施する。	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、保育園でのフッ化物洗口の実施率の向上を図る。			幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、保育園でのフッ化物洗口の実施率の向上を図る。	フッ化物洗口の実施率	【フッ化物洗口の実施率】98.3% (1928/1996人)	現在実施している園の支援を継続する。 ・未実施園に対し、園長会で働きかけをする。	【フッ化物洗口の実施率】96.6% (1928/1996人) ・公立100% (43/43園) ・私立47.4% (9/19園)	○	・希望者全員にフッ化物洗口を実施した。 ・研修会の実施により、フッ化物洗口に関する理解が得られ、H28年度は新たに3園が実施することになった。	→	・歯科衛生士によるむし歯予防教室やおたより等を通して、フッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。 ・未実施の園に対し、フッ化物洗口に関する理解が得られるよう、引き続き園長会議等で働きかける。 ・28年4月現在、フッ化物洗口を実施している9園及び7月から新規に実施する3園に対し、引き続き運営費補助や技術的支援を行う。	保育課

【達成状況の凡例】

- ：目標どおりに達成できた
- △：一部達成できなかった
- ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		担当課
								(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)		
		6	フッ化物洗口事業(幼稚園)	幼児期における歯質の向上と歯予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、幼稚園においてフッ化物洗口を実施する。	幼児期における歯質の向上と歯予防を徹底し、幼児の健康な成長を図る。			希望する幼児全員。 【フッ化物洗口の実施率】95%	フッ化物洗口を希望する幼児の割合が前年度を上回る。	【フッ化物洗口の実施率】96.0% (48人/50人)	幼稚園において希望者全員にフッ化物洗口を実施する。	【フッ化物洗口の実施率】ひがし幼稚園が閉園となり、市内1幼稚園となった。実施率は90.2%	△	希望者全員にフッ化物洗口を実施した。今後も引き続き希望者に対してフッ化物洗口を実施していく。	→	歯科衛生士による親子ブラッシング教室や、養護教諭による歯科保健指導等を通して、フッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。	学校教育課
		7	ブラッシング指導会	幼児期において歯の健康に興味関心を持たせ、う蝕予防を図るため、歯科衛生士より親子に対するブラッシング指導会を実施する。	歯科衛生士によるブラッシング指導を通して、幼児や保護者に歯の健康に興味関心を持たせ、う蝕予防を図る。			幼稚園に在園している5歳児幼児とその保護者全員が歯科衛生士によるブラッシング指導を受けている。	ブラッシング教室への参加状況	ブラッシング指導を幼稚園に在園している5歳児と保護者に対して行った。	歯科衛生士より5歳児親子に対するブラッシング指導会を実施することを幼稚園を通じて保護者に通知し、実施する。	5歳児とその保護者に対し、歯科衛生士よりブラッシング指導を実施した。	○	今後も歯科衛生士によるブラッシング指導を継続していく。	→	歯科衛生士による5歳児の親子を対象にしたブラッシング教室を実施し、歯みがきの大切さについて、保護者・幼児の意識の向上を図る。	学校教育課
		8	むし歯予防教室	保育園児とその保護者を対象に、歯科衛生士を講師として、虫歯予防の知識啓発及びブラッシング指導等を、各園年1回実施する。	むし歯の予防及び早期治療の必要性・大切さを保護者や園児が認識し、実行していくための意識の向上を目指す。			むし歯予防への関心を維持するために、教室の継続実施ができてきている状態。 【むし歯予防教室の実施率】100%を維持する。	むし歯予防教室の実施率	100%実施	対象親子に、むし歯予防の知識及びブラッシング指導を実施する。	100%実施	○	むし歯予防教室等の実施により、虫歯予防・早期治療への意識を高めた。	→	すべての園でむし歯予防教室を実施する。	保育課
		9	休日・夜間診療所	休日や夜間における急な発熱やケガなど比較的軽い症状に対する応急医療を行う。	病院等の診療時間外における一次救急医療機関として市民の受診機会を確保し、地域における救急医療体制の充実を図る。			年間を通じて病院等の診療時間外における第一次救急医療体制の確保が図られている状態。 【開設日数】365日	・休日・夜間診療所運営委員会での検証 ・年間の開設状況	年間を通じて病院等の診療時間外における第一次救急医療体制を確保した。 【開設日数】365日	年間を通じて病院等の診療時間外における第一次救急医療体制を確保する。	年間を通じて病院等の診療時間外における第一次救急医療体制を確保した。 【開設日数】366日	○	関係機関からの協力を得て診療所の安定した運営を維持しているため、今後も関係機関との連携強化を図る。	→	年間を通じて病院等の診療時間外における第一次救急医療体制を確保する。 【開設日数】365日	地域医療推進室
		10	電子母子手帳	妊娠中または子育て中の方へ、予防接種や各種健診の日程など、妊娠・出産・育児に必要な情報を、スマートフォンなどのモバイル端末へ提供する「電子母子手帳」のサービスを開始する。	妊娠・出産・育児に関する情報をモバイル提供することを可能にし、母子の健康保持ならびに子育てに関する支援環境の充実を図る。			妊娠届出時をはじめ各種母子保健事業において周知し、妊娠届出者全員がサービスを利用している状態。 【妊娠届出時における周知】100%	妊娠届出時における事業周知状況						→	・妊娠・出産・育児に関する市独自のアプリケーションを開発し、妊娠中または子育て中の人等を対象に、母子保健情報をモバイル端末で提供し、母子の健康保持及び子育てに関する支援環境の充実を図る。 ・平成28年度内の開設を目指す。	健康づくり推進課
2 子育てに対する経済的支援の充実																	
		1	不妊治療費助成事業	不妊に悩んでいる夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を助成する。	安心して妊娠・出産を迎えるため、不妊治療を行っている市民に不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。			市民への事業の周知及び医療機関へのパンフレットの配布等により、必要な人がもれなく制度の利用につながっている状態。 ・不妊治療費助成事業助成状況 ・市民及び産婦人科医療機関への周知状況	・広報誌や市ホームページでの市民への周知のほか、市内産婦人科医療機関へパンフレットの配布及び制度説明を行った。 ・また、電話等による市民からの問合せに対応し、制度説明を行った。 【助成件数】150件	・広報誌や市ホームページでの市民への周知のほか、市内産婦人科医療機関へパンフレットの配布及び制度説明を行った。 ・不妊に悩んでいる夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を助成する。 【助成件数】201件	・市ホームページでの市民への周知のほか、市内産婦人科医療機関へパンフレットの配布及び制度説明を行った。 ・また、電話等による市民からの問合せに対して、制度説明を行った。 【助成件数】201件	○	市民や医療機関への周知を行うことにより、必要な人が制度の利用につながった。	→	・広報誌や市ホームページでの市民への周知のほか、市内産婦人科医療機関へパンフレットの配布及び制度説明を行う。 ・制度改正の内容について、申請者への説明を徹底する。 ・不妊に悩んでいる夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を助成する。	健康づくり推進課	
		2	妊産婦・子ども医療費助成事業	・妊産婦医療費助成 ・妊産婦所得割非課税世帯の妊産婦に対し、自己負担金から一部負担金等を控除した額を助成する。 ・子ども医療費助成 ・入院・通院ともに0歳～中学校卒業までの子どもの医療費に対し、自己負担金から一部負担金等を控除した額を助成する。	疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、子育て支援として保護者の経済的負担を軽減する。			対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。 【申請漏れ件数】0件	住民票異動リストとの突合により確認	【申請漏れ件数】0件	・市民課等の窓口と連携し、申請漏れがないよう周知する。 ・住民票異動リストをもとに未申請者に対し申請を促す。	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行った。	○	市民課を始めた関係課と連携し、申請漏れはなかった。	→	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行う。 ・子ども医療費助成は、平成28年9月1日から、対象者を高校卒業相当年齢(18歳到達後最初の3月31日まで)に拡充する。	こども課
		3	児童手当給付事業	中学校3年生までの子どもを対象に手当を給付する。	児童を養育する家庭等における生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援する。			対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。 【申請漏れ件数】0件	住民票異動リストとの突合により確認	【申請漏れ件数】0件	・市民課等の窓口と連携し、申請漏れがないよう周知する。 ・住民票異動リストをもとに未申請者に対し申請を促す。	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・毎週ごとに住民票異動リストをもとに申請状況を確認し、未申告者に対して案内通知を行った。	○	市民課を始めた関係課と連携し、申請漏れはなかった。	→	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票異動リストをもとに未申請者に対し申請を促す。	こども課

- ：目標どおりに達成できた
- △：一部達成できなかった
- ×：達成できなかった

基本 目標	主要 施策	No.	取 組	事業概要	目 的	地域子 ども・ 子育て 支援事 業	第6次総 合計画 におけ る重点 事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		担当課	
								(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように評価する か)		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績	達成状況 (目標に対す る到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたア プローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)			
		4	児童扶養手当給付 事業	ひとり親家庭等の父また は母等に対して手当を給 付する。	ひとり親家庭等の生活の 安定と、子育てにかかる 経済的負担の軽減を図 る。			対象となるすべての人が、受 給資格を有している状態。 【制度の周知回数】 2回	広報紙による制度の周知回数	【制度の周知回数】 1回	・市民課等の窓口と連携し、 申請漏れがないよう周知す る。 ・ホームページや広報上越 (年2回)での制度の周知・家 内を行い、未申請者に対し申 請を促す。	・申請漏れが起こらないよう、 市民課窓口と連携し、対象者 に手続きの案内を行った。 ・広報8月1日号で制度の周 知を行った。 ・市ホームページを改訂し、 制度概要をわかりやすく紹介 した。	○	市民課を始めと した関係課と連 携し、申請漏れ はなかった。	→	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者 に手続きの案内を行う。 ・現行の8月に加え、申請が増える年末頃、広報紙で制度 の周知を行う。	こども課	
		5	保育料の軽減	国基準保育料に対する保 護者負担割合について、 国が示す徴収基準額より 低い額で保育料を設定 し、その差額は市が独自 に負担する。	子育て家庭の経済的負担 を軽減し、保護者が安心 して子供を預けられる環 境を整える。			子育て家庭の経済的負担が 軽減され、保護者が安心して 保育園に子どもを預けられる 状態。 【保育料の軽減率】 25%	保育料の軽減率	【保育料の軽減率】 25%	新制度への移行に伴い保育 料の算定根拠が所得税から 住民税へ変更となるが、引き 続き旧年少扶養控除の継 続、国の階層区分8階層を20 階層に細分化することにより 保育料軽減を図る。	【保育料の軽減率】 25%	○	保育料の軽減に より、保護者負 担を軽減した。	→	・保育料算定における旧年少扶養控除の実施、国の階層 区分8階層を20階層に細分化等により、引き続き保育料軽 減を図る。 ・平成28年度から国の制度改正により、多子世帯・ひとり 親世帯の保育料の軽減を拡充する。	保育課	
		6	私立幼稚園就園奨 励費補助金	私立幼稚園の入園料・保 育料を対象に、保護者の 所得状況に応じた補助を 行い、保護者の経済的負 担の軽減を図る。	幼児教育を受ける権利を 平等に享受できるよう、保 護者の所得に応じた保育 料補助を行い、幼児教育 の振興を図る。			幼児期の教育を希望する 保護者が、経済的な理由により 教育を受けられないことがな いよう、必要な補助を行う。	支援が必要な保護者を把握し、 当該保護者全員に必要な補助 を行う。	幼稚園と連携を取りながら、 支援が必要な保護者の把握 に努め、当該保護者全員に 必要な補助を行った。	新制度に移行しない私立幼 稚園に対し、支援が必要な保 護者の把握に努め、対象者 全員に所得状況に応じた補 助を行う。	幼稚園と連携を取りながら、 支援が必要な保護者の把握 に努め、当該保護者全員に 必要な補助を行った。	○	幼稚園に対して 追加申請者の 有無を随時確認 し、園の状況把 握に努める。	→	新制度に移行しない私立幼稚園に対し、支援が必要な保 護者の把握に努め、対象者全員に所得状況に応じた補助 を行う。	教育総務課	
		7	就学援助費 (特別支援教育就 学奨励金)	障害のある児童生徒が特 別支援学級で学ぶ際に、 保護者が負担する教育関 係経費を、家庭の経済状 況に応じて支援する。	障害のある児童生徒の自 立や社会参加に向けた主 体的な取組を支援する という視点で、個々の教育 的ニーズを把握し、その 持てる力を高め、生活や 学習上の困難を改善又は 克服するため、適切な指 導及び必要な支援を行う 特別支援学級に就学する 児童生徒の就学に必要な 経費の一部を援助する。			特別支援学級で学ぶ児童生 徒の保護者の経済的負担が 軽減され、必要な支援を受け られる状態。 【制度の周知回数】 年3回	学期ごとの制度案内チラシの配 布回数。	特別支援学級に通う全児童 生徒の保護者に制度案内チ ラシを配布した。	必要な援助を行うため、制度 周知を徹底し、対象者の申請 漏れがないようにする。	4月、9月、1月に対象児童生 徒の保護者に対し、学校で制 度案内を配付し、随時申請を 受け付けた。	【制度の周知回数】 年3回	○	引き続き、制度 周知による申請 漏れ、手続き忘 れを防ぐことに 努める。	→	必要な援助を行うため、制度周知を徹底し、対象者の申請 漏れがないようにする。	学校教育課
		8	就学援助費 (要保護及び準要保 護児童生徒援助 費)	経済的に困窮する世帯の 教育費の一部負担軽減を 図るため学用品費や給食 費などの支援を行う。	学校教育法第19条「経済 的理由によつて、就学困 難と認められる学齢児童 又は学齢生徒の保護者 に対しては、市町村は、必 要な援助を与えなければ ならない。」の規定に基 づき、経済的に困窮する 世帯の教育費の一部負担 軽減を図るため、学用品 費や給食費などの支援を 行う。			市内小中学校に通う児童生 徒のうち、経済的に困窮する 世帯の経済的負担が軽減さ れ、必要な援助が受けられる 状態。 【制度の周知回数】 年3回	学期ごとの制度案内チラシの配 布回数。	市内小中学校に通う全児童 生徒の保護者に制度案内チ ラシを学期ごとに配布した。	必要な援助を行うため、制度 周知を徹底し、対象者の申請 漏れがないようにする。	4月、9月、1月に対象児童生 徒の保護者に対し、学校で制 度案内を配付し、随時申請を 受け付けた。	【制度の周知回数】 年3回	○	引き続き、制度 周知による申請 漏れ、手続き忘 れを防ぐことに 努める。	→	必要な援助を行うため、制度周知を徹底し、対象者の申請 漏れがないようにする。	学校教育課
		9	通学援助費	遠距離通学する児童・生 徒の通学費を援助し、保 護者の負担軽減を図る。	遠距離通学する児童・生 徒の通学費を援助し、保 護者の負担軽減を図る。			遠距離通学する児童・生徒の 通学費を援助し、保護者の負 担軽減が図られている。 【制度の周知回数】 2回	制度案内チラシの配布回数。	遠距離通学する児童・生徒の 通学費を援助し、保護者の負 担軽減が図られた。	各学校と連携しながら周知を 図り、申請漏れがないよう にする。	遠距離通学する児童・生徒の 通学費を援助し、保護者の負 担軽減と通学時の安全を確 保した。	【制度の周知回数】 1回	○	学校事務職員 や指導主事の 先生と連携し、 制度の周知を 図ったことで対 象者の確実な把 握と援助を行う ことができた。	平成27年度に引き続き、支援が必要な保護者に確実に援 助ができるよう、学校と連携して制度の周知及び対象者の 把握に努める。また、補助金交付申請時期の見直しを行 い、より早い段階で対象者を把握できるように努める。	学校教育課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた
 △：一部達成できなかった
 ×：達成できなかった

資料3

基本目標	主要施策	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		
								(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課	
		10	子育てジョイカード事業	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に「子育てジョイカード」を交付し、カードを提示した人に対し、協賛店舗等が商品の割引や特典などのサービスを提供する。	子育てしやすい環境をつくるため、多子世帯に対し、企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。			新規協賛店舗数を増やし、多子世帯の経済的負担の軽減が図られている状態。 【新規協賛店舗数】 25店舗以上(H26年度比)	新規協賛店舗数	【協賛店舗数】 428店舗	・市内のトキッ子くらぶサポート店のうち、ジョイカード未協賛企業に対し、募集チラシを送付する。 ・広報上越に協賛店の募集記事を掲載するほか、上越商工会議所及び商工会を通じて募集チラシを配布する。	・市内のトキッ子くらぶサポート店のうち、ジョイカード未協賛企業に対し、募集チラシを送付した。 ・広報上越に協賛店の募集記事を掲載するほか、上越商工会議所及び商工会を通じて募集チラシを配布した。 【新規協賛店舗数】 11店舗	○	市内のトキッ子くらぶサポート店のうち、ジョイカード未協賛企業に対する啓発を行ったことで新規協賛店舗数が増えたため、引き続き、啓発に努める。	→	・市内のトキッ子くらぶサポート店のうち、ジョイカード未協賛企業に対し、募集チラシを送付するほか、電話による募集を行う。 ・広報上越に協賛店の募集記事を掲載する。	こども課
		11	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の父又は母等及び児童の医療費について、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する。	疾病の早期発見・早期治療を促すとともに、ひとり親世帯の経済的な負担を軽減する。			対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。 【制度の周知回数】 2回	広報紙による制度の周知回数	【制度の周知回数】 1回	・市民課等の窓口と連携し、申請漏れがないよう周知する。 ・ホームページや広報上越(年2回)での制度の周知・案内を行い、未申請者に対し申請を促す。	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・広報上越8月1日号で制度の周知を行った。	○	市民課を始めとした関係課と連携により、十分な周知を行うことができた。	→	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・ホームページや広報上越(年2回)での制度の周知・案内を行い、未申請者に対し申請を促す。	こども課
		12	母子家庭等の自立支援の推進	・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給し、就職に有利な資格等の取得を支援する。 ・また、母子自立支援員を配置し、母子・父子家庭の個々の状況に応じた相談・指導等の支援を行う。	ひとり親家庭の経済的自立を促すことで、生活の安定を図る。			ひとり親家庭等の保護者が就労し、経済的に自立している状態。 【制度の周知回数】 4回	制度の案内チラシの配付回数	【制度の周知回数】 2回	・窓口での声かけや児童扶養手当現況文書等送付時に対象となると思われる人に文書を送付する(年4回) ・ハローワークと連携し、ひとり親家庭等の保護者を就労に結び付ける。	・児童扶養手当定期支払通知等に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。 ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、制度の案内チラシを配布した。 【制度の周知回数】年4回 【プログラムの作成件数】9件	○	・対象者全員や、特に支援が必要と思われる方に対しては再度、案内を行った。 ・ハローワークと連携し、ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援を行った。	→	・窓口での声かけや児童扶養手当現況文書等送付時に対象となると思われる人に文書を送付する(年4回) ・ハローワークと連携し、ひとり親家庭等の保護者を就労に結び付ける。	こども課
		13	障害児福祉手当	精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に対し、手当を支給する。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図る。			関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を漏れ落ちがないよう徹底されている。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連性のある手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないかどうか、職員間で確認する。	関係機関と連携を図り、窓口等での制度周知を徹底し、申請漏れはなかった。	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知する。	関係機関と連携を図り、窓口等での制度周知を徹底し、申請漏れはなかった。	○	引き続き、関係機関と連携を取りながら制度周知を実施し、申請漏れのないよう努める。	→	関係機関と連携を図りながら、申請漏れのないよう、窓口等での制度周知の徹底に努める。	福祉課
		14	特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある児童(20歳未満)を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給する。	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。			関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を漏れ落ちがないよう徹底されている。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連性のある手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないかどうか、職員間で確認する。	関係機関と連携を図り、窓口等での制度周知を徹底し、申請漏れはなかった。	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知する。	関係機関と連携を図り、窓口等での制度周知を徹底し、申請漏れはなかった。	○	引き続き、関係機関と連携を取りながら制度周知を実施し、申請漏れのないよう努める。	→	関係機関と連携を図りながら、申請漏れのないよう、窓口等での制度周知の徹底に努める。	福祉課
		15	未熟児養育医療給付事業	生まれたときの体重が2,000g以下であるか、または2,000gを超えていても医師の診断により生活薄弱であって、一定の症状を有している乳児に対し、入院養育が必要と認められた場合に必要医療の給付を行う。	正常の新生児に比べて疾病に罹りやすく死亡率が高い未熟児に対し、必要な医療を給付することで、保護者の経済的な負担を軽減する。			対象となるすべての人が、医療の給付を受けている状態。 【申請漏れ件数】 0件	市内の指定養育医療機関に対する対象者の照会	【申請漏れ件数】 0件	指定養育医療機関と連携し、申請漏れがないよう周知する。	指定医療機関との連携により、23件の新規申請があった。 【申請漏れ件数】 0件	○	指定医療機関との連携により、申請漏れはなかった。	→	指定養育医療機関と連携し、申請漏れがないよう周知する。	こども課
		16	入学支度金支給事業	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の教育の振興を図るため入学支度金を支給する。	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の保護者に入学支度金を支給し、保護者の経費負担の軽減と教育機会の均衡を図る。			新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の保護者に入学支度金を支給し、保護者の経費負担の軽減と教育機会の均衡を図る。	申請のあった対象者へ入学支度金を支給した件数。	申請のあった対象者へ入学支度金を支給した。	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の教育の振興を図るため入学支度金を支給する。	対象地域の児童・生徒の保護者に周知したが、申請はなかった。	○	引き続き、制度を案内し、対象となる保護者へ入学支度金を支給する。	→	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の教育の振興を図るため入学支度金を支給する。	学校教育課

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた
 △：一部達成できなかった
 ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		
								(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課	
3 多様な保育サービス等の提供																	
		1	保育園の再配置等の推進	施設の老朽化、児童数の減少・偏在、保育ニーズの多様化等保育を取り巻く課題に対応するため、適正な規模の保育園を配置することにより、安心して子育てができ、持続可能な保育環境を確保する。	地域の状況に見合った適正な規模の保育園を適正に配置することで、安心して子育てできる良好な保育環境を整備する。			保育園の再配置等に係る計画(第2期)に基づく整備が完了している状態。	全公立保育園のうち、解決すべき課題が解消された保育園数及び再配置の方針が決定した保育園数	①有間川保育園、長浜保育園、下綱子保育園、桑取保育園の4園を統合し、新たにたにはま保育園を開園 ②東城保育園を民営化	保育園の再配置等に係る計画(第2期)に基づき、方針が決定した個別事業を進める。	①吉川区 建築設計、既存建物除却、造成工事完了、建築工事着手 ②北本町 建築基本設計、地質調査、用地買収完了 ③中央・古城 地元説明、方針決定、地質調査、現況測量完了、建築設計着手 ④名立区 地元説明、方針決定	△	・北本町保育園の建築実施設計が、関係者との協議に時間を要し、28年度に繰り越した。 ・個別事業の進捗管理を徹底し、工期内に完了するよう進める。	→	個別事業の計画に基づき、統合・移転整備事業を実施する。 ①吉川区 建築工事、外構工事、工事監理、駐車場整備工事、交流保育 ②北本町 建築工事、工事監理 ③中央・古城 建築設計、移設工事 ④名立区 現況測量、用地測量、地質調査、造成設計、建築設計	保育課
		2	保育園の環境改善	多様化する保育ニーズに対応するため、園舎の改修等を図り、安全・安心な保育環境を整備する。	園児等が安全・安心して保育を受けられる環境を整備する。			公立・私立保育園の安全な保育環境を維持されている状態。	・緊急時の修繕の対応 ・計画修繕の実施	【公立】 ・計画修繕…166件 ・緊急修繕…262件 【私立】 私立保育園2園の整備に補助金を交付 ・新築1園、改修1園	公立・私立保育園に対し、必要な修繕の実施及び補助を行う。	【公立】 ・個所付け修繕 187件実施 ・緊急修繕 191件実施 【私立】 私立保育園1園の整備に補助金を交付 私立幼稚園の認定こども園移行に際し、保育部分の補助金を交付	○	施設等の状況把握を行い、必要な修繕の実施及び補助を行い、良好な保育環境の維持に努めた。	→	・公立保育園については、修繕計画に基づき、計画的に発注できるよう準備を進めるとともに、緊急時においても時機を逸することなく必要な修繕を行う。 ・私立保育園についても、必要性に応じた補助を行う。	保育課
		3	通常保育事業(3歳未満児)	保護者の就労や疾病などの理由により、家庭において保育することができない就学前児童を保育園の通常の利用時間内において保育する。	家庭の保護者にかわって保育を行い、通園する児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備する。			保育が必要な子どもに対して、年間を通じて保育が提供されている状態。	待機児童数	【待機児童数】 0人	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・5月と11月に保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施した。(参加者:10人)	・保育が必要な子どもに対して、保育士を配置した。 ・5月と11月に保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施した。(参加者:10人)	○	再就職セミナー参加者のうち、3人を採用につなげることができた。	→	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者の確保に努める。	保育課
		4	通常保育事業(3歳以上児)	保護者の就労や疾病などの理由により、家庭において保育することができない就学前児童を保育園の通常の利用時間内において保育する。	家庭の保護者にかわって保育を行い、通園する児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備する。			保育が必要な子どもに対して、年間を通じて保育が提供されている状態。	待機児童数	【待機児童数】 0人	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・5月と11月に保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施した。(参加者:10人)	・保育が必要な子どもに対して、保育士を配置した。 ・5月と11月に保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施した。(参加者:10人)	○	再就職セミナー参加者のうち、3人を採用につなげることができた。	→	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。 ・引き続き保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者の確保に努める。	保育課
		5	延長保育事業	通常の利用時間以外の時間において、引き続き保育を必要とする児童を保育園で保育する。	就労形態の多様化、長時間勤務などに伴う保育時間の延長に対する保育ニーズに対応する。			延長保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	【利用申込みに対する受入状況】 100%	・延長保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう職員を配置する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者を確保する。	・保育が必要な子どもに対して、保育士を配置した。 ・5月と11月に保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施した。(参加者:10人)	○	・再就職セミナー参加者のうち、3人を採用につなげることができた。 ・延長保育が必要な子どもに対して保育を提供した。	→	・延長保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう職員を配置する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者を確保に努める。	保育課

【達成状況の凡例】

- ：目標どおりに達成できた
- △：一部達成できなかった
- ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		担当課
								(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)		
		6	一時預かり事業(保育園)	保育園において、児童を一時的に預かる保育サービスを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。	○		一時預かりが必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	利用申込みに対する受入れの実態が不明。平成27年度に実態調査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かりが必要な子どもに対して保育が提供されるよう職員を配置する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かりが必要な子どもに対して、保育士を配置した。(公立17園、私立7園で実施) ・5月と11月に保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施した。(参加者:10人) ・公立保育園、私立保育園について、一時預かりの実態調査を行い、供給が確保されていることを確認した。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かりが必要な子どもに対して保育が提供されるよう職員を配置する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者を確保する。 ・公立保育園の一時預かりの利用者負担金については、利用者の利便性の向上を図るため、H28年度から半日単位(5時間未満)の利用料金を設定する。 	→	保育課	
		6	一時預かり事業(幼稚園)	幼稚園の教育時間外において、児童の一時預かりを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。	○		私立幼稚園に、一時預かり事業(幼稚園型)を委託し、利用が必要な子どもを預かる環境が整っている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	国県の実態が定まらず、事業内容が不明確であったため、実施園は0園。	平成28年度の事業実施に向けて、制度設計を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・旧制度(私学助成の預かり保育)により、一時預かり事業を実施した。 ・他自治体の実施状況の調査や、実施予定園の現状の聞き取りは実施したが、制度設計には着手できなかった。 	○	実施予定園がなかったことから、その理由を制度設計の際に考慮する。	→	教育総務課	
		6	一時預かり事業(認定こども園)	認定こども園の教育時間外において、児童の一時預かりを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。	○		認定こども園に、一時預かり事業(幼稚園型)を委託し、利用が必要な子どもを預かる環境が整っている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	国県の実態が定まらず、事業内容が不明確であったため、実施園は0園。	平成28年度の事業実施に向けて、制度設計を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園2園は、旧制度(私学助成の預かり保育)により、一時預かり事業を実施した。 ・一時預かり事業(幼稚園型)の要件は、開園時間を通じて専任職員を配置する必要があることなど人員配置の面でハードルが高い。また、県内の多くの自治体で実施しない状況であり、当市においても制度設計を見送った。 	○	一時預かりが必要な子どもに対して保育を提供した。	→	保育課	
		7	休日保育事業	私立保育園において日曜日、国民の祝日等に実施する保育に対して補助金を交付する。	就労形態の多様化に伴う日曜日、国民の祝日等の保育ニーズに対応する。	○		休日保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	【実利用者数】 458人	休日保育を行う私立保育園に対して委託料を支払う。	<ul style="list-style-type: none"> ・私立2園において休日保育を実施し、休日保育が必要な子どもを受け入れた。 	○	休日保育の実施により、休日に就労等を行う保護者を支援した。	→	保育課	
		8	ファミリーヘルプ保育園	家庭において一時的に保育を受けることができない児童について、昼間、夜間又は24時間の保育サービスを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。	○		保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ率	【利用申込数に対する受入れ率】 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の増加に対応するため、サービス提供に必要な職員を配置する。 ・夜間保育については、保護者の利便性の向上を図るため、午前0時まで利用者の迎えを受け付ける。 ・受託者に対して運営の相談等を行い、事業運営を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供に必要な職員を配置した。 ・夜間保育については、保護者の利便性の向上を図るため、午前0時まで利用者の迎えを受け付けた。 ・受託者と月1回の運営相談等を行い、事業運営を支援した。 	○	施設整備や子育てひろば等で制度の周知を図った結果、前年度より利用者数が増加が図られた。	→	こども課	
		9	家庭的保育事業	私立保育園を運営する法人が、保育士の居宅において少人数の乳幼児に実施する保育に対して補助金を交付する。	就労形態の多様化に伴い、保育所内で実施できない時間帯の保育を行う。	○		家庭的保育事業が必要な人に対して、保育が提供されている状態。	(家庭的保育事業は平成27年度をもって終了し、ファミリーヘルプ保育園において事業を引き継ぐ。)	【実利用者数】 21人	家庭的保育事業を行う事業者に補助金を交付する。	<ul style="list-style-type: none"> ・私立1園において家庭的保育事業を実施し、保育士の居宅において保育を行った。 	○	(家庭的保育事業は平成27年度をもって終了)	→	保育課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた
 △：一部達成できなかった
 ×：達成できなかった

資料3

基本目標	主要施策	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		担当課
								(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)		
		10	病児保育事業	保育園・認定こども園・幼稚園及び小学校1～3年生に在籍している児童が、病気の回復期に至っていないため集団保育が困難で、かつ保護者の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に保育等を行う。	病気の回復期に至っておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れし、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図る。	○		病気の回復期に至っておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れし、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立が図られている状態。 【利用申込数に対する受入れ率】100%	利用申込数に対する受入れ率	【利用申込数に対する受入れ率】100%	・病気の回復期に至っておらず集団保育等が困難な児童を受け入れし、保育等を行う。 ・学校を通じてパンフレットを配布するなど、保護者に周知する。	・利用申込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。 【利用申込数に対する受入れ率】100% 【延利用者数】わたぼうし保育室 2,820人	○	利用希望に対し100%受け入れることで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図ることができた。	→	・利用要件に合致した場合には100%受け入れる。 ・利用対象年齢を小学6年生まで拡充する。	こども課
		11	病後児保育事業	保育園・認定こども園・幼稚園及び小学校1～3年生に在籍している児童が、病気の回復期にあり集団保育が困難で、かつ保護者の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に保育等を行う。	病気の回復期に至っておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れし、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図る。	○		病気の回復期に至っておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れし、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立が図られている状態。 【利用申込数に対する受入れ率】100%	利用申込数に対する受入れ率	【利用申込数に対する受入れ率】100%	・病気の回復期であり集団保育等が困難な児童を受け入れし、保育等を行う。 ・学校を通じてパンフレットを配布するなど、保護者に周知する。	・利用申込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。 ・制度を広く周知するため、こどもセンターのイベントで紹介したり、ポスターを子育てひろばや小児科等に掲示した。 【利用申込数に対する受入れ率】100% わかき保育室 558人 がんぎ通り保育室 517人	○	利用希望に対し100%受け入れることで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図ることができた。	→	・利用要件に合致した場合には100%受け入れる。 ・利用対象年齢を小学6年生まで拡充する。 ・がんぎ通り保育室を「福祉交流プラザ」に移転するとともに、移設に伴い感染症対応の保育室を設置する。	こども課
		12	障害児保育事業	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施する。	集団保育が可能な障害のある児童を受け入れ、通園する児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。			集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育が提供されている状態。 【保育において配慮が必要な児童の受入れ率】100%	保育において配慮が必要な児童の受入れ率	【保育において配慮が必要な児童の受入れ率】100%	障害のある児童を受け入れ、必要な保育士を配置する。	障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れた。 【保育において配慮が必要な児童の受入れ率】100%	○	配慮が必要な児童の受け入れに必要な職員を配置し保育を提供した。	→	障害のある児童を受け入れるため、必要な保育士を配置する。	保育課
		13	保育園通園バスの運行	園児の通園に係る保護者の負担軽減を図るため、地域や保護者で組織する運行組合がバスを運行する。	通園バスを安全に運行し、利用者の利便性の向上を図る。			通園バスを安全に運行し、利用者の利便性向上が図られている状態。 【事故件数】0件	・交通事故件数 ・運転業務報告書の確認	【事故件数】 ・園児乗車中の事故…2件 ・その他物損…1件 【実技講習】…1回 【運転業務報告書】…4回 ・利用児童総数 538人 ・利用率 26.8%	・運転員の実技講習を行い、通園バスを安全に運行する。 ・運転業務報告書により、利用状況を確認する。	・運転員に対し安全運転講習を実施することで、運転員の運転技量の把握を行った。 ・また、委託団体に対して講習結果に基づく運転員の配置・指導について働きかけを行った。	○	園児乗車中の事故については、0件となり目標を達成した。ただし、後方不注意等による物損事故が発生したことから、運転員の技能状況を具体的に認識できる取組を導入し、バス運行の安全性を高めていく。	→	通園バスの安全な運行体制を確保するため、平成28年度では既存の講習内容を見直し、動体視力や即応力などの試験や実地検査を追加する。	保育課
		14	看護師等雇用補助	0歳児を9人以上受入れする私立保育園に対して、看護師と保育士の雇用に係る補助金を交付する。	0歳児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。			0歳児を9人以上受入れる私立保育園に看護師等が雇用されている状態。	看護師等雇用園数	看護師等雇用園数 4園	0歳児を9人以上受入れする私立保育園に対して、看護師等が雇用できるよう補助金を交付する。	0歳児を9人以上受入れする私立保育園(5園)に対して、看護師等が雇用できるよう補助金を交付し、安心して子どもを預けられる体制を整えた。	○	0歳児の受け入れを促進し、保護者を支援した。	→	0歳児を9人以上受入れする私立保育園に対して、看護師等が雇用できるよう補助金を交付する。	保育課
		15	私立保育研究会補助	私立保育園の保育士、調理員の資質向上を目的とした各種講習会、研究会等の実施に係る費用を補助する。	私立保育園の保育士、調理員の資質向上により、保育園入園児童の福祉の向上を図る。			各保育園で保育士や調理員の研修計画が作成され、必要な研修を受けられている状態	研修で学習したことが、日頃の保育に生かされている状態	事業(行事・部会等)開催回数 28回 【私立保育園職員数】保育士202人、調理員26人	私立保育園の保育士、調理員が参加する研修会に補助金を交付する。	・私立保育園の保育士、調理員が参加する研修会に補助金を交付し、事業計画どおりに28回の事業が実施された。 ・国は平成27年度から、保育園が実施する職員研修(私立保育園保育士等研究費補助金)について、「子ども・子育て整備推進事業費補助金」の補助対象外とした。	○	国の補助金の廃止に伴い、市の「私立保育園保育士等研究費補助金」を見直し、平成28年度から廃止する。	→	—	保育課

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた
 △：一部達成できなかった
 ×：達成できなかった

基本 目標	主要 施策	No.	取 組	事業概要	目 的	地域子 ども・ 子育て 支援事 業	第6次総 合計画 におけ る重点 事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		
								(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように評価する か)		目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたア プローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	担当課	
		16	障害児一時保育事業	障害のある乳幼児の一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	障害のある乳幼児の一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図り、子育てしやすい環境に寄与する。			保護者が安心して預けることができる環境(障害や特性に基づく関わり方、医療的な対応が必要な乳幼児については、看護師を設置することなど)づくりに努め、事故怪我等をゼロにする。	事故・怪我の件数	事故・怪我 0件	事故、怪我の無い一時保育を実施する。	事故・怪我発生件数0件	○	子どもの安全確保を最優先として保育を実施し、事故・怪我の発生を予防することができた。	→	事故、怪我の無い一時保育を実施する。	こども発達支援センター
4 子どもの育ち支援の充実																	
		1	すくすく赤ちゃんセミナー	妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防と妊娠・出産に関する不安の解消を図る。	妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、流産・妊娠高血圧症候群の予防等に努めるとともに、妊娠期から子どもの成長や発達・育児について考える機会を持ち、子どもが健康やかに育つことができるよう支援する。			妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、妊娠・出産に関する不安を解消し、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防について考えることができる。	すくすく赤ちゃんセミナー2回目の初産婦参加率	【初産婦参加率】 62.8%	妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防と妊娠・出産に関する不安の解消に努める。	妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防と妊娠・出産に関する不安の解消に努めた。	○	昨年度を上回る参加率となった。	→	妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防と妊娠・出産に関する不安の解消に努める。	健康づくり推進課
		2	離乳食相談会	乳児の保護者が食生活や生活リズムを含めた生活習慣と身体測定により、子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援する。	上越市健康増進計画の推進についての取組に基づき、保護者が子どもの成長発達に関する学習ができる場を提供し、自ら子どもの育ちを確認できることを目指す。			乳児期の栄養指導により、適切な食習慣を確立することができる。	離乳食相談会初期の第1子の参加率	【第1子の参加率】 73.6%	乳児の保護者が、食生活や生活リズムを含めた生活習慣と身体測定により子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援する。	乳児の保護者が、食生活や生活リズムを含めた生活習慣と身体測定により子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援した。	○	昨年度を上回る参加率となった。 3か月児健診における周知を徹底し、第1子の参加を促す。	→	乳児の保護者が、食生活や生活リズムを含めた生活習慣と身体測定により子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援する。	健康づくり推進課
		3	産前・産後ヘルパー派遣事業	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。	体調不良のため家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対し、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう支援する。	○		母子保健事業等において事業内容の周知を図り、必要な家庭がもれなく制度を利用できている状態。	・各母子保健事業での周知状況 ・産前・産後ヘルパー派遣事業延利用状況	・妊娠届出時及びすくすく赤ちゃんセミナー等の母子保健事業において事業内容の周知を行った。 ・市ホームページでの市民への周知のほか、市内産婦人科医療機関へポスターとパンフレットの配布及び制度説明を行った。 ・利用希望者に対しては、他制度の活用も含め、適切に対応した。	母子保健事業等において事業内容の周知を図り、産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。	・妊娠届出時及びすくすく赤ちゃんセミナー等の母子保健事業において事業内容の周知を行った。 ・市ホームページでの市民への周知のほか、市内産婦人科医療機関へポスターとパンフレットの配布及び制度説明を行った。 ・利用希望者に対しては、他制度の活用も含め、適切に対応した。	○	必要な家庭がもれなく制度を利用することができた。	→	母子保健事業等において事業内容の周知を図り、産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。	健康づくり推進課
		4	訪問指導事業	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図る。	発育・発達に応じた支援や、育児不安の軽減、虐待の予防・早期発見・対応により、母子の健康の保持増進を図る。	○		保健師、家庭相談員、栄養士等が必要に応じて乳幼児のいる家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じることにより、育児不安の軽減と母子の健康の保持増進を図ることができる。	家庭訪問実施状況	【訪問件数】 850件	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図る。	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図った。	○	訪問件数は昨年度と比べ半減したが、支援が必要な家庭に対して、各専門職が適切に対応した。	→	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図る。	健康づくり推進課
		5	助産師健康相談事業	電話及び来所による相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	生涯を通じた健康づくりの推進に向け、スタートとなる妊娠・出産・育児期及び次世代を担う思春期、機能低下を予防する更年期等、各ライフステージに応じて知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。	○		妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期について、相談や健康教育を行う中で各期における不安の軽減や知識の普及が図られている状態。	各母子保健事業での周知状況	妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知した。	妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、電話及び来所相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期における不安の軽減や知識の普及を図る。	妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、電話及び来所相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期における不安の軽減や知識の普及を図った。	○	ライフステージにおける不安の軽減や知識の普及を図ることができた。	→	妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、電話及び来所相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期における不安の軽減や知識の普及を図る。	健康づくり推進課
		6	保育園・幼稚園巡回訪問事業	発育発達に不安のある乳幼児に対し、園や家庭と連携した早期の対応や支援を行うため、保育園・幼稚園への巡回訪問を実施する。	園内で気になる乳幼児やセンターに通室する乳幼児等に対し、定期的に園訪問を行うなかで、園側とともに効果的な育ちをバックアップし、早期対応に努める。			園内で気になる乳幼児やセンターに通室する乳幼児等に対し、定期的に園訪問を行うなかで、園側とともに効果的な育ちをバックアップし、早期対応に努める。	実施園数	【実施園数】 全園	保育園・幼稚園への巡回訪問を実施する。	【実施園数】 全園	○	特に年度後期の園訪問事業では、まずは園が主体となって子どもへの支援を実施していくことの重要性を説明し、効果的に事業を実施することができた。	→	センター主導ではなく、園が主体となって子どもへの支援方法を考え、実践していくことが可能となるような保育園・幼稚園への巡回相談の手法を検討し、実施する。	こども発達支援センター

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた
 △：一部達成できなかった
 ×：達成できなかった

資料3

基本 目標	主要 施策	No.	取 組	事業概要	目 的	地域子 ども・ 子育て 支援事 業	第6次総 合計画 におけ る重点 事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		担当課
								(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように評価する か)		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績	達成状況 (目標に対す る到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたア プローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)		
		7	児童発達支援事業	発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。	センターのサービスが、日常生活の生きる力に繋がるよう関係者と方向性を共有したなかで支援する。			センターのサービスが、日常生活の生きる力に繋がるよう関係者と方向性を共有したなかで支援を展開する。	療育登録児にかかる個別支援計画実施率	【個別支援計画作成割合】 100%	発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。	【個別支援計画作成割合】 100%	○	センターにおける療育の個別支援計画と、園における指導方針とをリンクさせるという視点を持つことが今後ますます重要となる。	→	・発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。 ・園での指導方針と結びついたセンター個別支援計画を作成する。	こども発達支援センター
		8	上越市要保護児童対策地域協議会の運営	児童相談所、庁内関係課をはじめ、学校や警察などの関係機関が連携・情報共有を図り、要保護児童への適切な支援・指導を行う。	要保護児童等に対する支援の内容を検討し、要保護児童等の適切な保護又は支援を行うことで、児童の健全な育成を図る。			保護及び支援が必要な児童等について、要保護児童対策地域協議会において必要な情報が共有され、支援方針の確認と適切な指導・支援が行われている状態。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての要保護児童等について、年間を通じて重症度判定基準に沿った支援・情報共有ができたかを評価する。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認、必要な指導・支援を行った。	要保護児童対策地域協議会において、すべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認、必要な指導・支援を行った。	○	引き続き、関係機関、庁内関係課と情報共有を図ることができた。	→	要保護児童対策地域協議会において、すべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認を行うとともに、重症度の判定・見直しを定期的に行い、判定基準に基づいた支援・管理を行う。	すこやかなくらし支援室	
		9	子育てSOS支援相談員	子育てSOS支援相談員が、家庭相談員とともに各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援を行う。	発育・発達に応じた支援や、育児不安の軽減、虐待の予防・早期発見・対応により、母子の健康保持の増進を図る。			各種母子保健事業や子育てひろば等における育児相談から、虐待の早期発見、対応、支援に努めることができる。	子育てひろばでの相談実施状況	【子育てひろばでの相談実施回数】 76回	子育てSOS支援相談員が、家庭相談員とともに各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援に努める。	子育てSOS支援相談員が、家庭相談員とともに各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援に努めた。	○	育児相談のニーズが増し、子育てひろばでの相談実施回数は増加している。	→	子育て支援相談員が、家庭相談員とともに各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援に努める。	健康づくり推進課
		10	家庭相談員	家庭相談員を配置し、子育てに関する相談をはじめ情報提供などを行うことで虐待予防や早期発見に努め、併せて虐待を発見した場合には適切な対応を行う。	子育てに関する情報提供や相談を行うことで、子育て不安の解消や負担感の軽減を図り、虐待予防や早期発見につなげる。また、虐待を発見した場合は、早期かつ適切に対応することで、児童の健全育成を図る。			家庭相談員の資質向上により子育てに関する相談に適切に対応することで、虐待予防が図られているとともに、支援・指導が必要な家庭に対する適切な関わりにより、虐待児童数が前年度よりも減少している状態。	被虐待児童数の前年比較	【被虐待児童数】 361人	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	・相談員2名体制で、児童虐待や子育ての悩みに関する相談に応じた。 ・県内家庭児童相談員の研修会に参加するとともに、保育園及び関係課職員対象の研修会を開催した。	○	・家庭相談員3名体制を確保し、支援体制の充実を図る。 ・研修会への参加及び実施により、家庭相談員の資質向上を図られた。	→	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	すこやかなくらし支援室
		11	子育て関連施設における相談の実施	常時、子育てひろば等において、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開催し、助言その他の援助を行う。	常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を開設することにより、子育ての不安感等を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。			子育て関連施設において、相談窓口を開設し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査	【気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合】 23.3%	・子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。 ・子どもセンターの催しでの周知や子育て支援サイトを周知し、事業を周知する。	・子どもセンターの催しや子育て支援サイトを周知し、事業を周知した。 ・子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施した。	○	地域の身近な場所で子育て相談に応じることで、子育ての不安感等の緩和につながることができた。	→	・子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。 ・子どもセンターの催しや子育て支援サイトを周知し、事業を周知する。	こども課
		12	子育てひろば	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	地域において子育て親子の交流等を推進することにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。			親子の交流や子育て相談、情報提供等を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。	利用者へのアンケート調査	現状では、数値の把握ができていないため、平成27年度に把握する数値をもって今後目標とする基準値を設定する。	・市の子育て支援情報の提供を行う。 ・常時、保護者からの相談に応じる。 ・チラシ等の設置や子育て支援サイトを周知し、事業を周知する。	・市の子育て支援情報の提供を行った。 ・常時、保護者からの相談に応じた。 ・チラシ等の設置や子育て支援サイトを周知し、事業を周知した。	○	既存の取組が効果を上げていることから、引き続き、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。 ※アンケートを実施した結果、事業への満足度は98.7%であったことから、平成31年度の目標値は100%に設定する。	→	・市の子育て支援情報の提供を行う。 ・常時、保護者からの相談に応じる。 ・チラシ等の設置や子育て支援サイトを周知し、事業を周知する。	こども課

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた
 △：一部達成できなかった
 ×：達成できなかった

基本 目標	主要 施策	No.	取 組	事業概要	目 的	地域子 ども・ 子育て 支援事 業	第6次総 合計画 におけ る重点 事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		担当課
								(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように評価する か)		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたア プローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)		
		13	こどもセンター	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	地域において子育て親子の交流等を推進することにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	○	○	親子の交流や子育て相談、情報提供等を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【事業への満足度】100%	利用者へのアンケート調査	現状では、数値の把握ができていないため、平成27年度に把握する数値をもって今後目標とする基準値を設定する。	・市の子育て支援情報や保育園、幼稚園の情報提供を行う。 ・母親、父親、祖父母を対象に子育てに関する講座を開催する。 ・常時、保護者からの相談に応じる。 ・チャラシ等の設置や子育て支援サイトを活用し、事業を周知する。	・市の子育て支援情報や保育園、幼稚園、認定こども園の情報提供を行った。 ・母親、父親を対象とした子育てに関する講座を開催した。 ・常時、保護者からの相談に応じた。 ・チャラシ等の設置や子育て支援サイトを活用し、事業の周知を行った。	○	既存の取組が効果を上げていることから、引き続き、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	→	・市の子育て支援情報や保育園、幼稚園の情報提供を行う。 ・母親、父親、祖父母を対象に子育てに関する講座を開催する。 ・常時、保護者からの相談に応じる。 ・チャラシ等の設置や子育て支援サイトを活用し、事業を周知する。	こども課
		14	こどもセンター事業 ベビー健康プラザ	妊娠中の方及び6か月以上1歳未満の赤ちゃんとその保護者を対象に、子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座、保護者同士の情報交換、助産師や栄養士による個別相談を実施する。	乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。			乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及が図られている状態。 【子育ての参考になったとした人の割合】100%	参加者アンケート	現状では、数値の把握ができていないため、平成27年度に把握する数値をもって今後目標とする基準値を設定する。	・子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座を実施した。 ・保護者同士の情報交換の場を提供した。 ・助産師や栄養士による個別相談を実施した。	・子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座を実施した。 ・保護者同士の情報交換の場を提供した。 ・助産師や栄養士による個別相談を実施した。	○	既存の取組が効果を上げていることから、引き続き、保護者へ子育てに関する知識の普及を図る。	→	・子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座を実施する。 ・保護者同士の情報交換の場を提供する。 ・助産師や栄養士による個別相談を実施する。	こども課
		15	子育てセミナー等の開催	こどもセンター及び子育てひろばにおいて、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や体験学習、親子向けのイベント等を開催する。	親子、保護者及び子ども同士の交流やふれあいの場、子育てを通じて育まれることをお互いに考える機会を提供し、保護者の育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進する。			子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【子育ての参考になったとした人の割合】100%	参加者アンケート	【セミナー参加者が子育ての参考になったとした人の割合】84.8%	・これまでの講座に加え、子どもを預かることについての学習や体験の場を提供し、各種イベントで子どもを保育するボランティアを養成する講座(参加者数92人)と、13区に住む子育て世帯が参加しやすいよう、浦川原区、柿崎区、板倉区を会場に子育て応援講座(参加者数30人)を各1回実施した。	○	各種講座を実施し、子育ての不安感等の緩和につなげることができた。	→	・初めて子育てする保護者を対象とした親支援講座を年1回(全4回の連続講座)実施する。 ・13区に住む子育て世帯が参加しやすいよう、安塚区、三和区、大湯区を会場に各1回子育て応援講座を実施する。	こども課	
		16	利用者支援事業	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関と連絡調整等を実施する。	子ども及びその保護者、または妊娠している方が選択に基づき、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるような支援を行う。	○		子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるような支援が行われている状態。 【利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合】100%	利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合	【利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合】100%	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布する。 ・子ども・子育て支援新制度の説明などの情報提供を行うセミナーを年1回開催する。	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施した。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布した。 ・市のホームページ及び子育て支援サイトに上記ハンドブックの電子版を掲載した。 ・8月に新制度の説明などの情報提供を行うセミナーを年1回実施した。	○	・出生や転入手続きの際に子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを配布したことで、子育て情報を入手しやすい環境を整えた。 ・8月に実施したセミナーでは、定員を上回る申込があったため、受講できない人がいたことから、定員や回数を増やして実施する。	→	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布する。 ・子ども・子育て支援新制度の説明などの情報提供を行うセミナーを年2回開催する。	こども課

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた
 △：一部達成できなかった
 ×：達成できなかった

基本 目標	主要 施策	No.	取 組	事業概要	目 的	地域子 ども・ 子育て 支援事 業	第6次総 合計画 におけ る重点 事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度	担当課
								(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように評価する か)		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたア プローチ)		
		17	障害児日中一時支 援	日中介護者がいないた め、一時的に見守り等が 必要な障害のある児童等 に施設等で活動の場の提 供などを行う。	日中介護者がいないた め、一時的に見守り等が 必要な障害のある児童等 に活動の場を提供するこ とで、自立生活及び社会 参加を推進する。			障害児の日中一時支援に 関しては、放課後等デイベ ルサービスの定員超過時の弾力的な 運営を行っているが、今後は 関係機関との連携を図りなが ら、放課後等デイベルサー ビスへの移行を進めていく。	指定放課後等デイベルサー ビス事業所の新規開設によ って日中一時支援の児童の利 用が減少した。 87人	日中介護者がいないため、 一時的に見守り等が必要な 障害のある児童等に施設等 で活動の場の提供などを行 う。	指定放課後等デイベルサー ビス事業所の新規開設によ って、日中一時支援の児童の利 用が減少した。 22人	○	関係機関と連携 を図り、利用者 のニーズを一層 汲み取る体制整 備を進める。	→	関係機関と連携を図りながら、放課後等デイベルサー ビスへの移行を進めていく。	福祉課
		18	子育て支援情報の 提供	ホームページ「上越市子 育て応援ステーション」に より、イベントの情報や各 種制度等を見やすく掲載 し、子育てに関する情報を 発信する。	子育て中の人に対しホ ームページを活用して子育 て情報を発信し、安心して 子どもを育てることが できる環境づくりを推進す る。			子育て支援情報が充実され、 多くの子育て世帯に利用さ れている状態。 【アクセス件数】 150,000件以上	【アクセス件数】 139,313件	・利用者が得たい情報(子育 てジョイカード協賛店舗)をス ムーズに取得できるようホ ームページの改修を行う。 ・子育てに関する課等と連 携し、各課のイベント等も含 めた子育て関連情報を掲載 する。 ・広報上越やこどもセンター の催しなどでホームページを 周知する。	・利用者が得たい情報をス ムーズに取得できるようホ ームページの一部改修を行 った。 ・子育てに関する課等と連 携し、各課のイベントや健診 日程などを掲載した。 ・広報上越やこどもセンター の催しなどでホームページを 周知した。 【アクセス件数】 146,315件	○	前年度よりアク セス件数が増加 し、多くの子育て 世帯に利用され た。	→	・子育てに関する課等と連携し、各課のイベント等も含 めた子育て関連情報を毎月2回掲載更新する。 ・広報上越やこどもセンターの催しなどでホームページを 周知し、利用者数の増加を図る。	こども課
		19	若竹寮管理運営事 業	入所児童の養護及び自立 のための援助を行う。	保護者のいない児童や虐 待されている児童、その 他環境上養護を要する児 童を養護し、併せて自立 のための援助を行う。 また、退所した者に対する 相談や自立のための援助 を行う。			入所児童に対し、年齢に応じ た社会性を身に付けさせる ことにより、将来に向けた自 立を図れる状態。 ・県指導監査 ・第三者評価及び自己評価	・県指導監査：H26.9受審、指 摘なし ・第三者評価：H26.11受審、 評価は概ね良好 ・自己評価：目指すべき状態 にある	・児童の安全・安心を確保す るため、指導及び施設内外 の環境整備を行う。 ・入所児童の健全育成や社 会性を図るため、地域行事に 参加する。 ・自立に向けた体験を行う。	・日常生活の中で児童への 安全・安心を確保するための 指導及び施設の環境整備を 行った。 ・地域行事に積極的に参加し たほか、施設内行事を実施し た。 ・高校3年生を対象とした家庭 生活実習室での生活実習の ほか、里親家庭での生活実 習を行った。	○	社会性や自立 のための技術 を身に付ける ため、いろい ろな体験を 重ねるほか 、継続的な 支援・指導 を行う必要 がある。	→	・児童が安全で安心な生活を送るための支援・指導及び施設 内外の環境整備を行う。 ・入所児童の健全育成や社会性を図るため、地域行事に 参加するほか、施設内行事を行う。 ・自活を想定した生活実習を行う。	若竹寮
		20	放課後等デイベ ルサービス	就学している障害のある 児童に対し、授業終了後 または休日に、生活能力 の向上のために必要な訓 練、社会との交流の促進 を支援する。	就学している障害のある 児童・ご家族の希望や状 況に応じて生活能力の向 上のために必要な訓練、 社会との交流の促進を図 る。			それぞれの放課後等デ イベルサービス事業所の特性を活 かしながら、引き続き利用者 のニーズに沿ったサービス提 供が行われている。	日中一時支援からの放課後 等デイベルサービスへの移行が 進み、児童の利用が増加し た。 151人	就学している障害のある児童 に対し、授業終了後または休 日に、生活能力の向上のため に必要な訓練、社会との交 流の促進を支援する。	指定放課後等デイベルサー ビス事業所の新規開設によ って放課後等デイベルサー ビスの利用が増加した。 156人	○	関係機関との連 携を図り、利 用者のニーズ を一層汲み取 る体制整備 を進める。	→	自立支援協議会等を利用し、利用者のニーズの把握に努 めるとともに、関係機関と連携を図りながら、サービスを必 要とする方に対し、相談、申請を行いやすい体制整備を進 める。	福祉課
2 ところからだが健やかに育つまちづくり																
1 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進																
		1	児童館	子どもが安全に遊べる環 境を提供する。	仲間づくりや自発的な活 動を通して、児童が心身と ともに健やかに成長する環 境をつくる。			利用者(子ども)が安全に遊 び、学べる環境が提供され ている状態。 【指導員の企画によるイベ ントの実施回数】 月1回	【指導員の企画によるイベ ントの実施回数】 月1回	・利用者が安全に遊べる環 境を提供する。 ・指導員の企画によるイベ ントを月1回以上開催する。	・指導員を配置し、利用者が 安全に遊べる環境を提供し た。 ・指導員の企画によるイベ ントを月1回以上開催した。	○	利用者が安全 に遊べる環 境を提供す ることがで きた。	→	・利用者が安全に遊べる環境を提供する。 ・指導員の企画によるイベントを月1回以上開催する。	こども課
		2	こどもの家	子どもが安全に遊べる環 境を提供する。	子どもたちが健康増進及 び情操を豊かに育つため の環境を提供する。			町内会が自ら子どもの家を運 営している状態。 【施設数】 10施設(約1/3)	町内会が運営するこどもの家 の数 市運営のこどもの家開設数 37施設	・平成27年4月1日付でこ どもの家条例を廃止し、34施設 について建物に関係町内会へ 譲渡する。 ・子どもの遊び場機能につ いては、市が管理員を配置し、 地域と役割分担をしながら維 持する。	・平成27年4月1日付でこ どもの家条例を廃止し、33施設 について建物に関係町内会へ 譲渡した。 ・残る1施設は、平成28年4 月1日付けで関係町内会へ譲 渡した。 ・管理員を配置し、子どもた ちに安全・安心な遊び場を提 供した。	○	施設は関係町 内会に譲渡し、 子どもたちが 遊べる環境 は維持した。	→	管理員を配置して、子どもたちが安全で安心して遊べる環 境を維持する。	こども課

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた
 △：一部達成できなかった
 ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		
								(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課	
		3	図書館における読み聞かせ	子どもを対象に絵本の読み聞かせや紙芝居の上演などを実施し、お話しに親しんでもらうことにより、幼少時からの読書普及の動機付けをする。	子どもが本と触れ合う機会を提供することにより、読書活動の推進及び普及の啓発を図る。			ボランティアとの協働により、各館の読み聞かせ会、あるいはそれに類似した催し物の実施体制を維持する。 【開催回数】 230回	図書館および分館、分室において実施した読み聞かせ会等の催し物の実施回数。	【開催回数】 309回実施	■おはなし会等の運営 各館で定期的に絵本の読み聞かせ会を実施。職員のほか、読み聞かせボランティア団体との協働で運営する。	【開催回数】 409回	○	直江津図書館で行った単年企画「のりもののおはなしかい」により、当初目標を大幅に上回った。 28年度は、分室11カ所の廃止および、直江津図書館の単年度企画の終了を考慮し、目標数値を再設定する必要がある。	→	■おはなし会等の運営 各館で定期的に絵本の読み聞かせ会を実施。職員のほか、読み聞かせボランティア団体との協働で運営する。 【開催回数】 230回	高田図書館
		4	図書館における子ども向け図書資料の充実	子どもの自主的な読書活動が推進できるよう、子どもの成長、発達段階、興味に合わせた資料の充実に努める。	子どもの読書活動推進のため、その基となる資料の充実に努める。			継続的に児童向け資料の収集を行う。 【図書館の児童書蔵書冊数】 123,500冊	図書館および分館、分室における児童向け資料の蔵書冊数。	【図書館の児童書蔵書冊数】 122,000冊	■児童向け資料の購入 子ども読書活動の推進のため、児童向け資料の充実を図る。	【図書館の児童書蔵書冊数】 121,489冊 (分館+ティーンズ含む)	○	書棚の物理的な限界があるため、新たなコーナーの設置など、収納場所の確保を工夫したい。	→	■児童向け資料の購入 子ども読書活動の推進のため、児童向け資料の充実を図る。 【図書館の児童書蔵書冊数】 122,000冊	高田図書館
		5	ボランティアだよりキッズの作成・配布	子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、ボランティアに関する情報を提供する。	子どもの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透を図る。			子どもの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透が図られている状態。	NPOボランティアセンターでの情報収集など	ボランティアだよりキッズの発行 年1回	ボランティアの意義やイベント情報等を掲載したチラシを作成し、夏休み前に市内の小中学生に配布する。	「ボランティアだよりキッズ」を見て参加した小中学生は、参加者の40%であり、チラシの配布により参加者が増え、ボランティアの体験に寄与した。	○	「ボランティアだよりキッズ」の活動情報が固定化されつつあるので、様々な情報を収集しながらボランティアの体験をしてもらう工夫をする。	→	ボランティアだよりキッズの活動情報を検討しながら、多くの小中学生がボランティアを通じて社会参加を促せるような情報を掲載・発信する。	共生まちづくり課
		6	謙信KIDSプロジェクト	各種体験活動を通して、児童・生徒の育成を図る。	体験活動への参加を通じて、様々なことに関心を持つ児童・生徒を育成する。(成人者に対して実施している自発的に行動できる人材の育成事業への参加につなげていく。)			各種体験活動へ積極的に参加する状態。 【定員に対する申込率】 100%	・定員に対する申込率 ・事業終了後の自己達成度(参加者アンケートにより把握)	現状では、数値の把握ができていないため、平成27年度に把握する数値をもって今後目標とする基準値を設定する。	各種体験活動を通して、児童・生徒の育成を図る。	・定員に対する申込率 ≒149%(申込人数860人/定員575人) ・アンケート回答者のうち、自己目標達成度98%(自分で立てたためあてを「できた」「だいたいできた」と回答した参加者の割合) ・講座に参加した満足度91%(参加して「とても楽しかった」と回答した参加者の割合)	○	子どもたちへ地域の特色を生かした学びの機会を提供するよう取組を継続する。	→	講座で取り上げる上越市の特色についての理解度やほかの活動への興味などを講座終了後のアンケート項目に追加する。	社会教育課
		7	上越緑の少年団	子どもたちの社会への愛情と豊かな心を育むため、自然や緑を愛し、守り育てる活動を行う。	自然の中で緑を愛し、守り育てる活動を通じて、子どもたちが社会への愛情を持ち、心豊かな人間となるように育成することを目的とする。			子どもたちの自然や緑に対する意識の高揚が図られ、活動が充実されている状態。	団員を対象とした活動のふりかえりシートで子どもたちの理解度を確認するとともに、保護者から活動に対する意見を聞いた上で活動内容が適正であるか評価する。	ふりかえりシートや保護者からの意見により、自然や緑に対する意識を深める活動になっていると評価できる。	緑の少年団に補助金を交付し、自然や緑を愛し、守り育てる活動を支援する。	緑の募金や、植樹、間伐体験、分区分での遊具作りなど様々な活動を通して自然を愛し、守り育てる活動を行った。	○	緑、自然の大切さを理解した子どももいた。今後も継続的な支援・活動を行う。	→	緑の少年団に補助金を交付し、子どもたちの自然や緑に対する意識の向上を図り、また緑を守り育てる活動を支援していく。	農林水産整備課
		8	少年スポーツ活動育成事業	スポーツを通じた青少年の健全育成を行う団体の活動を支援する。	多種多様なスポーツ活動と団体の自主活動を支援し、青少年のスポーツへの関心を高めるとともに、体力の増進と運動習慣の定着を図る。			上越市体育協会ジュニアスポーツクラブ、スポーツ少年団及び各区団体の活動種目数が維持されている状態。 【活動種目数】 24種目73団体	事業の紹介・参加者募集により情報提供し、団体数を把握する。	【活動種目数】 23種目73団体	スポーツを通じた青少年の健全育成を行う団体の活動を支援する。	広報上越を通じた参加者の募集などにより、団体の活動を支援した。 【活動種目数】 23種目73団体 【広報上越等掲載件数】 14件	○	補助金の支出や広報上越への掲載を継続して行う。	→	スポーツを通じた青少年の健全育成を行う団体の活動を支援するため、補助金の支出や広報上越への掲載を行う。	体育課

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた
 △：一部達成できなかった
 ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		担当課	
								(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)			
		9	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室等を利用して放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	○		アンケート調査等により利用人数を把握し、学校内の余裕教室等を活用し、受入枠が確保されている状態。	各児童クラブの利用児童数と専用区画の面積の把握をする。	・利用児童数が増加する長期休業日の受入れに対応するため、余裕教室等で試行的に開設し受入枠を確保した。(1校) ・未実施校において、新たに長期休業日のみ開設した。(1校)	アンケート調査等により利用人数を把握し、学校内の余裕教室等を活用し、受入枠の確保を行う。 小学校の改築等に併せ、児童クラブ室を整備し、児童の安全、環境改善を図る。	・小学校の改築等と併せ、児童クラブ室の整備を行い環境改善を図った。 ・小学校との協議により、学校内の余裕教室に移転開設した。(3校)	○	アンケート調査を実施し、利用人数を把握し学校内移転等を検討する。	→	アンケート調査等により利用人数を把握し、学校内の余裕教室等を活用し受入枠の確保を行う。	学校教育課	
		10	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の推進	市立の全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、校長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する「学校運営協議会」を設置する。協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進める。	コミュニティ・スクールに関する研修と情報交換会を実施し、学校運営協議会の充実を図る。	○		コミュニティ・スクールに関する研修と情報交換会を実施し、学校運営協議会の充実が図られている。	学校への調査	【学校運営協議会を実施する公立小・中学校の割合】100%	コミュニティ・スクールの実施により、学校、家庭、地域がそれぞれの教育を充実するとともに、連携して教育を推進する。	12/21に学校運営協議会代表者懇談会を開催した。小中一貫教育の視点を踏まえての実践発表の後、校種や学校規模を考慮したグループ別に分かれ、情報交換を行った。	○	学校運営協議会制度を導入して5年が経過した。学校職員も委員も入れ替わることがあるため、今後も意図的・計画的に研修を進める必要がある。	→	ファシリテーションなど、学校運営協議会での「熟議」の充実を図る研修を設定するとともに、小中連携、一貫教育の視点から、コミュニティ・スクールの在り方について、研修や情報交換を進めながら明らかにしていく。	学校教育課	
		11	地域青少年育成会議	地域青少年育成会議を中心とした地域ぐるみによる青少年の健全育成を図る。	「地域の子どもは地域が育てる」ことに資する活動を通して、地域の教育力の向上を図る。	○		コーディネーターの資質向上の研修が、行政主導の内容から、コーディネーターの発意による内容に変わっている状態。	コーディネーターの発意による研修実施回数	【コーディネーター研修会】4講座 行政主催:2講座 コーディネーター委員会:2講座	・コーディネーターの資質向上のため、引き続き研修会を実施する。 ・研修会等の自主的開催を促す。	計画どおり年4回研修会(うち自主的開催2回)を実施した。	○	自主的に開催するノウハウの習得も含め、コーディネーターの資質向上に向け、取組を継続する。	→	コーディネーターの資質向上のため、引き続き研修会(自主開催を含む。)を実施する。	社会教育課	
		12	子どもリーダー育成事業補助金	単位子ども会や地区子ども会連絡協議会等を行う子どものリーダー育成に向けた取組を支援する。	地域における様々な体験活動を通じた青少年のリーダー育成の推進を図る。			子ども会の実態を把握し、子ども会への最適な支援が確立されている状態。	子ども会において様々な体験活動を通じて、子どもたちのリーダーとしての資力が育成されていることを確認する。								子ども会の実態把握、補助金の交付及び効果の検証を実施するとともに、今後の方針を検討・整理する。	社会教育課
2 学校教育環境の充実																		
		1	外国語指導助手による語学指導事業(ALT活用事業)	子どもたちに豊かな国際感覚を身につけるため、すべての小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、定期的に語学指導を実施する。	英語によりコミュニケーションを図ろうとする児童生徒の態度や能力の育成を図る。			すべての児童生徒が、ALTとの外国語活動や英語授業に積極的に取り組むようになる。	各小中学校にアンケートを実施する。	【ALTとの外国語活動や英語授業に積極的に取り組む児童生徒の割合】小学生100%、中学生98%	ALTを市立小中学校に訪問させ、小学校外国語活動及び中学校英語授業などにおいて日本人教師の指導のもと、児童生徒に語学指導を行うとともに、夏季休業中にイングリッシュ・キャンプを開催し、希望する中学生に対し語学指導を行う。	・ALT19名にそれぞれ担当校を決め、小学校52校、中学校22校すべてにおいて語学指導を実施した。 ・夏季休業中に、希望する市内中学生52名に対し、イングリッシュ・キャンプを実施した。	○	・授業において効果的にALTを活用できるように、引き続き、事前打合せの確実な実施を図る。 ・今年度の反省に基づき、次年度の計画を策定する。	→	ALTを市立小中学校に訪問させ、小学校外国語活動及び中学校英語授業などにおいて日本人教師の指導のもと、児童生徒に語学指導を行うとともに、夏季休業中にイングリッシュ・キャンプを開催し、希望する中学生に対し語学指導を行う。	学校教育課	
		2	学習情報指導員の配置	各学校を巡回し、情報教育環境の整備や職員へのサポート等を行い、学校での情報教育を支援する。	市費で整備したICT機器を教職員が有効活用し、児童生徒の情報活用能力を育むことができるように、教職員のICT機器の活用を支援する。			情報機器の積極的な活用を通して、児童生徒の情報活用能力を育むことができるように、教職員のICT活用指導能力を90%以上にする。	文部科学省が行っている教員のICT活用指導力等の実態調査において「授業中にICTを活用して指導する能力」の割合を確認する。	【授業中にICTを活用して指導する能力】92.4%	各学校を巡回し、情報教育環境の整備や職員へのサポート等を行い、学校での情報教育を支援する。	【授業中にICTを活用して指導する能力】94.6%	○	教職員のICT活用指導能力は、非常に高い状態となっており、学習情報指導員の配置効果が出ているものと考えられる。	→	教職員のICT活用指導能力90%以上を維持できるよう、教職員への研修支援を行うとともに、ICT機器を安定して活用できるように保守及び管理支援を行っていく。	学校教育課	
		3	教育補助員の配置	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒を指導・支援するため、児童・生徒の状況や学校の支援体制を考慮して、教育補助員を配置する。	児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援やチーム・ティーチングを行えるようにする。			教育補助員を配置することにより、児童・生徒の教育的ニーズに応じた個別の支援やチーム・ティーチングを行えるようにする。	巡回相談活用調査により、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導に効果があったと自己評価する学校が、対前年度の割合を上回る。	効果が「あった」「どちらかという」と回答する学校が、74校中74校(100%)。	・児童・生徒の状況や学校の支援体制などを考慮した上で教育補助員を配置する。 ・教育補助員数:71人 ・教育補助員研修会を年2回実施する。	・教育補助員を71名配置。 ・教育補助員研修会を年2回実施。 ・効果が「あった」「どちらかという」と回答する学校が、74校中74校(100%)。	○	・研修内容や回数についての見直し ・多くの学校で配置を希望していることから現在の人員の維持が必須	→	・発達障害だけでなく、取り出しの指導にも対応した研修内容の改善を行う。 ・学校の必要性や配置効果を検証し、人員の維持を図る。	学校教育課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた
 △：一部達成できなかった
 ×：達成できなかった

資料3

基本 目標	主要 施策	No.	取 組	事業概要	目 的	地域子 ども・ 子育て 支援事 業	第6次総 合計画 におけ る重点 事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		担当課
								(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように評価する か)		目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたア プローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)		
		4	特別支援教育巡回 相談事業	発達障害等のある児童・ 生徒がいる学校へ定期的 に巡回相談を行い、支援 体制の充実を図る。	発達障害等のある児童・ 生徒の特性に応じた支援 や校内支援体制づくりを 行う。			校内支援体制を整え、指導方 法等を工夫することにより、児 童・生徒の教育的ニーズに応 じた支援を提供できるように する。	巡回相談活用調査により、特別 な支援を必要とする児童・生徒 の指導に効果があったと自己評 価する学校が、対前年度の割 合を上回る。	効果が「あった」「どちらかとい うとあった」と回答する学校 が、74校中74校(100%)。	・児童・生徒のニーズに応じ た支援を提供できるように、 巡回相談員の相談体制を整 備する。 ・巡回相談員数：19人 ・巡回相談員やコーディネ ーターのスキルアップを図るた めの特別支援教育研修会を 計画、実施する。	・巡回相談員を対象に、年3 回の全体会と年4回の研修 会を実施。 ・効果が「あった」「どちらか という」と回答する学校 が、74校中74校(100%)。	○	巡回相談活用 調査や業務調 査の結果から、 研修内容の改 善や有効活用を 図る	→	・実際の相談に対応できるための具体的なケースを扱った 研修会を開催する。 ・最近の特別支援教育の動向(インクルーシブ・合理的配 慮等)について学ぶ機会を設定する。 ・コーディネーター研修等の機会を利用し、巡回相談事業 の理解・啓発を図る	学校教育課
		5	教育相談事業(相 談支援体制の整 備)	いじめや不登校などで悩 んでいる児童生徒や保護 者、対応に苦慮している 教職員の相談等に対する 助言等を通じて問題の早 期解決に向けて支援す る。	いじめや不登校、生徒指 導上の問題等について、 児童生徒や保護者、教職 員に対して相談を行い、 早期解決を図る。			【相談事業の紹介・広報回 数】 15回以上 【苦情件数】 0件	・相談事業の紹介・広報回数 ・教育相談についての苦情件数	【相談事業の紹介・広報回 数】 15回 【苦情件数】 0件	・教育相談事業について、ポ スターや市の広報等を通 して紹介する。 ・いじめや不登校などで悩 んでいる児童生徒や保護 者、対応に苦慮している 教職員の相談等に対し て、丁寧な聞き取りや 援助・助言等を行う。	【相談事業の紹介・広報回 数】 17回 【苦情件数】 0件	○	相談状況に合わ せ、11月に子 どもほっとラ インカードを 追加配布した ことにより、 配布以後相談 が増加した。	→	・相談事業を効果的な紹介や広報を行うため、時期や内容 等を工夫する。 ・相談員のカウンセリングに関する資質や技能を高めるた め、研修講師の人選や研修内容をさらに工夫する。	学校教育課
		6	教育相談事業(教 職員の研修の充 実)	教育相談や学級経営に活 用できる研修内容を計画 し、教職員の指導力の向 上を図り、学校が抱えて いる生徒指導等の課題解 決に向けて支援する。	カウンセリングや教育相 談等の研修を行い、教職 員の教育相談や学級経 営等の力量を高める。			【開催講座数】 6回以上 【受講満足度】 90%以上	・開催講座数 ・受講満足度	【開催講座数】 6回 【受講満足度】 98.8%	教職員のニーズに応じたカウ ンセリング研修会を夏期と冬 期の休業中に、それぞれ3日 間、合計6日間開催する。	【開催講座数】 7回 【受講者満足度】 99.2%	○	・現場のニーズ に合った研修を 行うことがで きた。 ・下半期に予定 よりも1回多く 講座を設けた。	→	教職員のニーズに応じたカウンセリング研修会を夏期と冬 期の休業中に、それぞれ3日間、合計6日間開催する。	学校教育課
		7	不登校児童生徒適 応指導教室	不登校児童生徒に個別指 導や体験活動などを行い ながら、自立心と集団生 活への適応能力を高め、 学校復帰ができるよう支 援する。また、必要に応 じて訪問指導を行う。	不登校児童生徒に対し、 個別指導や体験活動、教 育相談などを行い、自立 心と集団生活への適応能 力を高め、学校復帰や希 望する進路を実現する。			【適応指導教室の開設数】 2か所以上 【指導員数】 4人以上	・適応指導教室の開設数 ・指導員数	【適応指導教室の開設数】 2教室 【指導員数】 4人	・不登校児童生徒に対し、保 護者や学校と連絡を密にし ながら、児童生徒の実態に 対応した個別指導や体験活 動を実施する。 ・不登校に悩む児童生徒や 保護者、教職員に対して、 丁寧な聞き取りや援助・助 言等を行う。	【適応指導教室の開設数】 2カ所 【指導員数】 4人 【在籍している児童生徒数】 31名	○	通所している児 童生徒や保護 者との面談を 通じて、学校 復帰につなげ られるよう、 次年度も継 続する。	→	不登校児童生徒への適応指導を適切に行うとともに、校 長、学級担任、保護者等との情報交換を緊密に行う。	学校教育課
		8	やすづか学園(やす づか学園運営費補 助事業)	自然と地域の中での生 活・学習を通して、子ど もたちが傷ついた心を癒 し、自信を取り戻して自立 できるよう支援する。	不登校などで悩みや不安 を抱える児童・生徒がい きいきと学園生活を送る ことができ、自信を取り 戻せるよう支援を図る。			不登校などで悩みや不安 を抱える児童・生徒がい きいきと学園生活を送る ことができ、自信を取り 戻せるよう支援されて いる。	学園の継続(事業の継続)を もって評価する。	学園の継続(事業の継続)	教育委員会と今後のあり方 を検討する。(国のフリース クールに対する補助金の動 向を踏まえながら、より よい運営体制を探る) 社会福祉協議会事業への 補助事業となっているが、 位置づけの是非、収支状 況を把握し改善を進める。	在籍児童・生徒10人がい きいきと学園生活を送る ことができよう支援した。 2人が修学し、希望する 進路に進むことができた。	○	運営費補助金を 平成28年度は 減額とするが、 上越市内の児 童生徒の就学 に対する補助金を 教育委員会 で創設し、就学 希望者への支援 を行う。	→	・就学を希望する市内の児童生徒への支援を図るととも に、学園の収支状況を把握し経営環境の改善を進める。 ・国のフリースクールに対する支援の動向を踏まえなが ら、教育委員会とともによりよい運営体制を探る。	福祉課
		9	学校施設整備事業 (施設の耐震化)	旧耐震基準で建設された 校舎の安全性を確保す るため、耐震診断・設計、 補強工事を行い、耐震化 を図る。	旧耐震基準で建設された 校舎の安全性を確保す るため、耐震診断・設計、 補強工事を行い、耐震化 を図る。			耐震性のない建物につい て耐震補強工事を行い、平 成27年度末までに耐震化 率100%とする。	耐震化計画に基づき、H27年 度末までに残る11棟の耐 震補強が完了しているこ と。	H26年度末の耐震化率 96.6% (全321棟のうち補強済・補 強不要及び新耐震適合は 310棟。残る11棟のうち 取壊し予定の2棟は対象 から除く)	・旧耐震基準によって建設 された建物の安全性を確 保するため、耐震補強工 事を行い耐震化を図る。 ・小学校6棟、中学校3 棟の工事を行い、平成27 年度をもって事業を終 了する。	小学校3校3棟、中学校3 校3棟の工事を完了し、 平成27年度末における耐 震化率は100%となっ た。	○	事業完了	→	-	教育総務課
		10	学校施設整備事業 (給食室の整備)	「学校給食衛生管理の基 準」に適合した衛生的な 調理環境を整備し、安全 でおいしい給食を提供 できる施設・設備の充実 を図る。	「学校給食衛生管理の基 準」に適合した衛生的な 調理環境を整備し、安全 でおいしい給食を提供 できる施設・設備の充実 を図る。			老朽化した給食施設の改 修に合わせ、ドライ化の 推進及び設備の更新が 行われている。	学校等施設整備計画に基 づく、給食室改修工事の 年度ごとの進捗管理に よって判断	給食室改修工事実施設計： 小学校2校 給食室改修工事： 小学校2校、中学校1校	安全・安心な給食を提供 するため給食施設環境 整備を図る。 改修設計：小学校3校、 中学校1校 改修工事：小学校1校、 中学校3校	給食室改修工事実施設計： 小学校3校、中学校1校 給食室改修工事： 小学校1校、中学校3校	○	学校等施設整備 計画に基づく 改修のほか、学 校給食センター の老朽化対応を 含めた検討が必 要である。	→	安全・安心な給食を提供するため給食施設環境整備を 図る。 改修設計：小学校4校、 中学校1校 改修工事：小学校2校、 中学校1校	教育総務課
		11	教育用コンピュータ 設置事業	文部科学省の整備基準 に準じて、情報機器を 活用できる学習環境を 整備する。	情報機器を授業で有効 活用することを通して、 児童生徒の情報活用能 力を育むことができるよ う、学習環境を整備す る。			【電子情報ボードまたは インタラクティブ機能付 きプロジェクト整備率】 70% 【コンピュータ室のコン ピュータをタブレットPC のような移動可能なPC にしている学校の割合】 92%	・整備状況の割合	【電子情報ボードまたは インタラクティブ機能付 きプロジェクト整備率】 47% 【コンピュータ室のコン ピュータをタブレットPC のような移動可能なPC にしている学校の割合】 5%	文部科学省の整備基準 に準じて、情報機器を 活用できる学習環境 の整備を進める。	【電子情報ボードまたは インタラクティブ機能付 きプロジェクト整備率】 54% 【コンピュータ室のコン ピュータをタブレットPC のような移動可能なPC にしている学校の割合】 18%	○	少しずつはあ るが、確実に 整備が進んで いる。	→	文部科学省の整備基準に準じて、情報機器を活用できる 学習環境の整備を継続して進めていく。	学校教育課

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた
 △：一部達成できなかった
 ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		担当課
								(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)		
		12	学校施設整備事業(施設の改修)	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備するとともに、経年劣化した施設及び設備を改善し、児童・生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境を整備する。	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備するとともに、経年劣化した施設及び設備を改善し、児童・生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境を整備する。			快適で安全・安心な教育環境を整備するため、学校等施設整備計画に基づき経年劣化した施設・設備の改修工事が計画的に実施されている。	学校等施設整備計画に基づき、大規模改修工事の年度ごとの進捗管理によって判断	大規模改修工事実施設計：小学校9校、中学校4校 大規模改修工事：小学校8校、中学校2校	耐震補強工事にあわせて老朽化した建物の大規模改修工事を行い教育環境を整える。 大規模改修設計：小学校2校、中学校6校 大規模改修工事：小学校7校、中学校4校	大規模改修工事実施設計：小学校1校、中学校5校 大規模改修工事：小学校6校、中学校4校	○	トイレ改修の優先度や実施年度を見直すとともに、グレード再検討による工事費の縮減に努める。	→	経年劣化した施設・設備の改善を図り、安全・安心の確保及び快適な教育環境の整備を図る。 改修設計：小学校8校、中学校3校 改修工事：小学校7校、中学校4校 繰越工事：小学校4校、中学校1校	教育総務課
		13	介護員の配置	特別支援学級設置校で、特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性の向上を図る。	特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性の向上を図る。			特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性を向上させる。	特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えたか判断する。	・介護員(教育支援員含む)79人、看護師1人を配置。 ・研修会2回実施。	・特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を実施する。 ・介護員76人、看護師2人を配置する。	・特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置し、適切な対応が行えるよう2回の研修を実施した。 ・介護員76人、看護師1人を配置した。	○	・特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置し、適切な支援をすることができた。次年度も継続する。	→	・特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を実施する。 ・介護員76人、看護師2人を配置する。	学校教育課
		14	LD(学習障害)指導員の配置	学習障害の指導ができる教員を配置し、個の認知特性に合わせた学習面の指導を行う。	個の認知特性に合わせた学習面の指導を行う。			・LD指導員を小学校に4名、中学校に2名を配置する。 ・本務校と巡回指導校を合わせて90人程度の児童・生徒が、週2～3時間の指導を受ける。	・LD通級指導教室に90人程度の児童・生徒が在籍し、週2～3時間の指導を受ける。 ・指導している児童・生徒に、学習面における意欲の向上や困難の改善が見られる児童・生徒の割合が9割以上。	・LD通級指導教室に本務校及び巡回指導校4校において、30人程度の児童が週2～3時間の指導が受けられるようにする。 ・LD指導員の指導力を高めるための研修会及び情報交換会を実施する。	・LD通級指導のモデル校(本務校2校、巡回指導校4校)において、53名の児童が指導を受けた。 ・「漢字の書き取りに対する意欲が高まってきた」「計算の手順を覚え、計算ミスが少なくなってきた」など、LD指導の効果が少しずつ表れてきた。	○	当初予定していた30名程度の定員に対し、53名が指導を受けている状況であり、LD通級指導教室の増設が必要である。	→	・今年度までの成果と課題を明らかにし、来年度、中学校への増設をする。 ・LD指導員研修会の回数を増やし、LDの指導法について学ぶ場を設定する。 ・より効果が高まるための活用の仕方について、管理職やコーディネーターと協議する場を設定する。	学校教育課	
		15	就学支援の実施	就学支援調査部会で市内の幼稚園、保育園及び学校を訪問し、参観と客観的検査を実施し、調査票を作成する。その調査票に基づき、就学支援委員会において具体的な支援方策等を審議し、その結果を保護者や関係職員に提示し、就学を支援する。	早期からの相談が可能になるように就学相談の体制を整備し、保護者への情報提供や関係機関との連携を図る。			早期からの相談が可能になるように就学相談の体制を整備し、保護者への情報提供や関係機関との連携を図る。	福祉部との連携の下、相談が必要な幼児の保護者に情報提供ができた割合	・センターに指導主事が兼務し、早期からの相談が可能になるようにした。 ・相談員のスキルアップのために、検査や面談等の研修会を実施した。 ・園やセンターに就学相談の内容や方法を周知するための説明会を実施した。	・センターに就学相談員(非常勤)を新たに1名置き、早期からの相談が可能になるようにした。 ・相談員のスキルアップのために、検査や面談等の研修会を実施した。 ・園やセンターに就学相談の内容や方法を周知するための説明会を実施した。	○	早期からの相談が可能になり、保護者に就学に関する情報を提供したり、園や学校に子どもの情報を提供したりすることができた。次年度も継続する。	→	・センターに就学アドバイザー(非常勤)を2名置き、早期からの相談の充実を図る。 ・相談員のスキルアップのために、検査や面談等の研修会を実施する。 ・園やセンターに就学相談の内容や方法を周知するための説明会を実施する。	学校教育課	
		16	生徒指導支援員の配置	生徒指導上の問題がある生徒へのきめ細かな対応を図るため、生徒指導支援員を配置する。	年々、就学相談をうける子ども数が増加している(新入学児童の約25パーセント)ことから、生徒指導支援員の必要性が高まることと予想される。そのような児童・生徒に対し、きめ細やかな指導を行うために生徒指導支援員を小学校に4名配置する。中学校は従来通り(6名)			年々、就学相談をうける子ども数が増加している(新入学児童の約25パーセント)ことから、生徒指導支援員の必要性が高まることと予想される。生徒指導支援員を小学校に4名配置する。中学校は従来通り(6名)	配置によって効果があると評価する学校の割合	中学校6校に1名ずつ配置	生徒指導上の問題を抱える児童・生徒に対し、個に応じた支援を行うことで、課題の解決や不安の解消につなげる。	・配置校6校中6校が、生徒指導支援員の配置によって、生徒指導上の諸問題や不登校対応の課題解決に向けて効果があつたと回答している。 ・年2回生徒指導支援員の研修会を設け、生徒指導対応についての資質向上を図る講義や支援員同士の情報交換によって活用の仕方のレベル向上を図っている。	○	支援員の活用方法も年々工夫され、効果が表れているため、研修を充実し、資質の向上を図る。	→	・年2回の生徒指導支援員研修会の内容を充実させるために、支援員自身のニーズを把握し、内容の濃い研修会になるよう努める。 ・配置校の管理職からの情報をもとに、支援員の活用に関すること、支援員の資質向上に関することを整理し、研修の充実を努める。	学校教育課
		17	学校配置の適正化	「過大規模校」「複式学級編制校」「隣接学区」「複数中学校への進学」の視点から、全市的に学校の適正配置の在り方を検討する。	児童生徒数の推移や学校の現状と課題、保護者や地域の意向を踏まえ、子どもにとってよりよい教育環境を整備するため、学校の適正配置を図る。			児童生徒数の推移や学校の現状と課題、保護者や地域の意向を踏まえ、子どもにとってよりよい教育環境を整備するため、学校の適正配置を進めている状態。	学校の適正配置基準を踏まえ、学校の現状と課題、保護者や地域の意向を尊重しながら適正配置に向けた協議が進められている状況により判断する。	・複式学級編制校2校について、平成29年度に統合することを決定した。 ・過大規模校1校について、学区を分離し、平成30年度に近隣校と統合校を設置することで協議を進めた。	・春日新田小の一部と小猿屋小の統合校設置において、新たな学区での統合準備組織を立ち上げ、協議を進める。 ・浦川原区内における3小学校の統合について、統合準備組織を立ち上げ、協議を進める。 ・平成27年1月に国の小中学校の統廃合に関する指針が見直されたことを受けて、当市の学校適正配置基準について協議する。	・春日新田小の一部と小猿屋小の統合校設置について、「有田地区小学校統合実行委員会」を立ち上げ、開校に向けた具体的な協議を進めるとともに、校名を決定した。 ・浦川原区3小学校の統合校設置について、「浦川原区小学校統合実行委員会」を立ち上げ、開校に向けた具体的な協議を進めるとともに、校章・校歌を策定した。	○	・統合実行委員会内の各部会等において、課題となっていることを丁寧に議論し、開校に向けて着実に協議を進めることができた。 ・学校適正配置の在り方については将来を見据えて継続的な議論が必要。	→	・(仮称)有田小学校の設置について、統合実行委員会を中心に開校に向けた具体的な協議を進める。 ・浦川原小学校の設置について、統合実行委員会を中心に開校に向けた具体的な協議を進める。 ・「学校適正配置審議会」を開催し、当市の学校適正配置の方向性を審議する。	教育総務課

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた
 △：一部達成できなかった
 ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		担当課	
								(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)			
		18	学校司書の配置	教科等の学習内容に合わせて図書情報を提供するなど調べ学習に対する支援を行う。学校図書の蔵書の受け入れ、廃棄、台帳整理を中心とし図書館環境を整備する。	読書は子どもたちに知識と感動を与え、「豊かな心」「自ら学ぶ意欲や力」を育む。そのためには子どもたちと本を結ぶ大人の存在が必要である。現在、図書館の年間平均貸出数は小学校が46.0冊、中学校が5.6冊である。学校司書(現図書館補助員)の定期的な訪問を通して、読書活動を一層推進し、小学校平均96冊、中学校12冊を目指す。			学校司書(現図書館補助員)の定期的な訪問を通して、読書活動を一層推進し、小学校平均96冊、中学校12冊を目指す。	学校図書館における児童生徒への図書の年間平均貸出数	【年間平均貸出数】 小学校46.0冊 中学校5.6冊	・図書館法の一部改正に伴い、平成27年4月からどの学校にも専ら学校図書館の職務に従事する「学校司書」を位置付けるよう義務付けられた。 ・これを受け、これまでの図書館整備やデータ入力などの読書環境を整える業務に加えて、授業や調べ学習で図書館を利用する児童・生徒や教員への支援やアドバイス等の業務も担っていく。小中学校74校に15人を配置。	・学校司書の15人配置により、どの学校にも週1回以上の訪問が可能になった。26年度は1週間当たり訪問回数が0.6回だったのに対し、27年度は0.9回に増加した。 ・学校司書と図書館教育担当者・図書委員会・ボランティア等との連携が進み、全校体制で読書活動の推進が行われている。また、学校司書による授業支援や、教員や児童の選書補助も進んでいる。	○	・曜日を固定して週1回学校司書が訪問した結果、児童生徒の図書館利用が増えたというアンケート記述が見られた。 ・中学生の図書館利用や図書貸し出し数がさらに増えるよう、全校体制での読書活動を一層推進する。	→	・学校司書と図書館教育担当者の連携強化を図る合同研修会の実施。 ・学校司書の資質向上と協働性を高めるために、学校司書の研修会とグループワークを隔月で実施する。 ・各校の読書旬間を充実させるための情報交換の実施。 ・児童生徒の読書量を把握するための、図書貸し出し数調査の実施(毎学期) ・学校司書の資質向上と学校図書館の充実を図るため、市立図書館との情報交換や連携を進める。	学校教育課	
		19	インクルーシブ教育システム普及指導主事の配置	全ての児童生徒が将来において自立し社会参加をするために、障害の特性に合わせた教育を進められるよう「インクルーシブ教育システム」の理念に基づいた学校教育の推進を図るため、各学校の学習環境や校内体制、授業の充実を図るためのインクルーシブ教育システム普及指導主事を2人配置する。	全ての児童生徒が将来において自立し社会参加をするために、障害の特性に合わせた教育が受けられるよう「インクルーシブ教育システム」の理念に基づいた学校教育の推進を図る必要がある。各学校の学習環境整備や合理的配慮の提供が推進するように、インクルーシブ教育システム普及指導主事を配置する。			学校体制の充実、小・中連携の推進のための体制を整備し、合理的配慮の提供が適切に行えるようにする。	合理的配慮提供の割合							→	全ての児童生徒が将来において自立し社会参加をするために、障害の特性に合わせた教育が受けられるよう「インクルーシブ教育システム」の理念に基づいた学校教育の推進を図る必要がある。各学校の学習環境整備や合理的配慮の提供が推進するように、インクルーシブ教育システム普及指導主事を配置する。	学校教育課
3 子どもと家族を大切にできるまちづくり																		
1 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進																		
		1	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動	男女共同参画社会の実現に向け、情報誌等による効果的な啓発を行う。	男女共同参画の必要性や意義などについて、情報誌等による啓発を通して、市民への理解を図る。			男女共同参画の必要性や意義などについて、情報誌等による啓発を通して、市民に理解してもらう。	情報紙の発行	【情報紙「ウイズじょうえつ」の発行回数】 年4回	男女共同参画社会の実現に向け、情報誌等による効果的な啓発を行う。	【情報紙「ウイズじょうえつ」の発行回数】 年4回 男女共同参画啓発リーフレットを発行(10,000部)	○	男女共同参画の推進は、継続的な取組が重要であるため、引き続き媒体を用いた啓発を行う。	→	男女共同参画社会の実現に向け、情報誌等による啓発を行うとともに、男女共同参画啓発リーフレットも活用しながら、出前講座等の場を用いて効果的・効果的な意識啓発を図る。	共生活まづくり課	
		2	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発事業	ワーク・ライフ・バランスの浸透に向け、性別役割分担意識の解消を含めた啓発講座及び研修会を行う。	男女共同参画社会の実現のため、仕事・家庭・地域活動など様々な活動を自分の希望する状態で実現するあり方である「ワーク・ライフ・バランス」について、企業等に対し啓発講座や研修会などの開催を通して浸透を図る。			男女共同参画社会の実現のため、仕事・家庭・地域活動など様々な活動を自分の希望する状態で実現するあり方である「ワーク・ライフ・バランス」について、企業等に対し啓発講座や研修会などの開催を通して浸透を図る。	男女共同参画推進センター講座及び出前講座の開催	【男女共同参画推進センター講座の開催回数】 11回 【出前講座の開催回数】 13回	ワーク・ライフ・バランスの浸透に向け企業への周知を強化し、性別役割分担意識の解消を含めた啓発講座及び研修会を行う。	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、性別役割分担意識の解消を目的とした啓発講座(男女共同参画推進センター講座、出前講座)を開催した。また、県との共催でハッピー・パートナー企業交流会議を開催し、ワーク・ライフ・バランス推進の働きかけを行った。 【男女共同参画推進センター講座の開催実績】 8回 【出前講座の開催実績】 16回	○	性的役割分担意識の解消がワーク・ライフ・バランスの実現に向けて重要であることから、引き続き啓発講座及び研修会を行う。	→	ワーク・ライフ・バランスの浸透に向け企業への周知を強化するとともに、性別役割分担意識の解消を含めた啓発講座(男女共同参画推進センター講座)及び研修会(出前講座)を行う。	共生活まづくり課	
		3	職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発事業	国の機関及び県等との連携により、市民や企業を対象にワーク・ライフ・バランスの推進に係る各種制度の普及啓発及びイベント等の周知を効果的に行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。			市民や企業から、ワーク・ライフ・バランスについての各種制度や必要性などについて、広く認知されている状態。	ホームページによる情報発信	市のホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介した。	市のホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介した。	国の機関及び県等との連携により、市民や企業を対象にワーク・ライフ・バランスの推進に係る各種制度の普及啓発及びイベント等を周知する。 ・市のホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介した。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金を新設し、県のハッピー・パートナー企業に新規に登録する事業者の資金調達について、利子相当額の一部を助成した。 申請企業：3社	○	継続的な取組が必要であり、関係機関等と連携するとともに、各種媒体を利用した意識啓発を行う。	→	ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。	産業振興課	

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた
 △：一部達成できなかった
 ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		
								(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	担当課	
		4	企業における再就職の支援セミナーの開催	ハローワーク等と合同で企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	退職者が、労働意欲を喚起し、自己スキルの確認や新しい職場への職務姿勢を作り、早期に再就職し易い環境へと改善する。			再就職のためのセミナーや各種の支援制度等を通して、再就職しやすい環境に改善されている状態。	ハローワーク等と合同でセミナーを開催	【セミナー等の開催回数】 1回	ハローワーク等と連携して企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	【セミナー等の開催回数】 1回	○	ハローワーク等の関係機関と連携し継続的な取り組みを行う。	→	ハローワーク等と連携して企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	産業振興課
		5	企業における再雇用制度導入の普及啓発	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。			市民や企業から、ワーク・ライフ・バランスについての各種制度や必要性などについて、広く認知されている状態。	ホームページによる情報発信	市のホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介した。	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。	市のホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介した。	○	継続的な取組が必要であり、関係機関等と連携するとともに、各種媒体を利用した意識の啓発を行う。	→	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、ホームページ等を活用して周知・啓発を行う。	産業振興課
		6	企業における労働時間短縮の促進	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき短時間勤務制度及び所定外労働の制限について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。			市民や企業から、ワーク・ライフ・バランスについての各種制度や必要性などについて、広く認知されている状態。	ホームページによる情報発信	市のホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介した。	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき短時間勤務制度及び所定外労働の免除について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。	市のホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介した。	○	継続的な取組が必要であり、関係機関等と連携するとともに、各種媒体を利用した意識の啓発を行う。	→	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、ホームページ等を活用して周知・啓発を行う。	産業振興課
2 地域で子どもや家族を大切にす意識の醸成																	
		1	子どもの権利チラシ等による啓発	子どもの権利の普及・啓発のため、子育てしている人向け、子どもに関わる人向け、一般市民向けの3種類のチラシを様々な機会を捉えて配布する。また、市の広報紙、ホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についての啓発活動を行う。	子どもの権利について、広く市民から正しく理解され、子どもの権利を大切にす意識を高める。			子どもの権利について、広く市民から正しく理解され、子どもの権利を大切にす意識が高まっている状態。	子どもの権利に関するアンケート調査	【子どもの権利条例の認知度(大人)】 24% 【子どもの権利の内容の認知度(大人)】 21%	一般向けの啓発チラシを作成し、全戸配布を行う。 ・子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて、子どもに関わる人向けのチラシは各種機会などの機会をとらえ、配布する。(前年度以上のチラシ枚数を配布する) ・子どもの権利に関する啓発記事を年1回広報紙に掲載する。(人権都市宣言の啓発記事に合わせた掲載なども検討) ・子どもの権利基本計画(第2期)の策定にあわせ、市ホームページの掲載内容を修正するとともに、常に最新の情報に更新を行う。	・広報11月15日号に合わせて、一般向け啓発チラシを全戸配布した。 75,580枚/年 ・子育てをしている人向け =7,200枚/年 ・子どもに関わる人向け =1,440枚/年 ・子どもの権利基本計画(第2期)の策定にあわせ、市ホームページの掲載内容を修正するとともに、常に最新の情報に更新を行った。	○	一般向けチラシの全戸配布は前回から4年経過していた。改めて市民に対して子どもの権利及び相談機関について周知することができた。	→	子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種機会などの機会をとらえて配布する。	こども課
		2	子どもの権利学習	子どもの権利学習教材「えがお」を使用した権利学習を市内の公立全小中学校の授業に取り入れて実施する。	子どもの権利について、子ども自身が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。			子ども自身が子どもの権利の正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動が身につけている状態。	子どもの権利に関するアンケート調査	【子どもの権利条例の認知度】 31% 【子どもの権利の内容の認知度】 39% 【「えがお」の学習が役に立っていると感じる子どもの割合】 43%	・子どもの権利学習を市内の公立全小中学校で実施する。 ・中学2、3年生用のテキストの作成に向けた検討を関係課等と行う。	・11月～12月にかけて、市立小学校全学年、中学1年生において「えがお」の学習を行った。 ・中学2、3年生版学習プログラムの作成検討委員会を設置し、テキスト作成を行った。	○	義務教育のうち7年間を通じて子どもの権利学習を継続して行うことで、子ども自身が子どもの権利に関する認知を高めることができている。今後も継続して実施する。	→	・子どもの権利学習を市内の市立全小中学校で実施する。 ・中学生用の権利学習テキスト「えがお」が1種しかないため、1年生において子どもの権利学習を実施しているが、中学3年生まで継続して学習することが望ましいことから、中学生版「えがお」を改訂し、3学年分作成する。新版「えがお」は、28年度は試行校において実施、29年度から市内の全中学校において実施する。	こども課
		3	父子手帳の配布	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布する。	妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、流産・妊娠高血圧症候群の予防等に努めるとともに、妊娠期から子どもの成長や発達・育児について考える機会を持ち、子どもが健やかに育つことができるよう支援する。			父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進することができる。	妊娠届出数に対する父子手帳配布の割合	【父子手帳の配布率】 77.4%	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布する。	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を、届出者に配布した。	○	配布率は、昨年度を上回った。今後も多くの父親に配布できるように妊娠届出時に周知する。	→	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布する。	健康づくり推進課

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた
 △：一部達成できなかった
 ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		担当課	
								(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)			
		4	命・きずなを考える講座	中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生き育むための体づくり並びに生命の誕生や生命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。	生涯を通じた健康づくりの推進に向け、スタートとなる妊娠・出産・育児期及び次世代を担う思春期、機能低下を予防する更年期等、各ライフステージに応じて知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。			次世代を生き育むための重要な時期である中学生が、自分や異性の体や生命の大切さを学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができる。	【実施校数】 10校以上	【実施校数】 14校(1,220人)	中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生き育むための体づくり並びに生命の誕生や生命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。	中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生き育むための体づくり並びに生命の誕生や生命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行った。	○	実施希望の中学校全てにおいて講話を行った。	→	中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生き育むための体づくり並びに生命の誕生や生命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。	健康づくり推進課	
3 家庭と地域の子育て力の向上																		
		1	学びの輪プロジェクト(すこやかな暮らし応援事業)	保護者を対象に、家庭教育に関する講座を行い、家庭の教育力の向上を図る。	家庭教育に関わる講座の開設、家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭の教育力を向上させる。			子どもの成長について理解を深め、子育て中の悩みを共有し合える状態。	【定員に対する申込率】 100%	現状では、数値の把握ができていないため、平成27年度に把握する数値をもって今後目標とする基準値を設定する。	学びの輪プロジェクト(すこやかな暮らし応援事業)の中で、保護者を対象に、家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行う。	保護者を対象に家庭教育支援講座を13講座実施した。	【定員に対する申込率】 74%	○	地域の実状に応じた内容を選定し、家庭教育力の向上につながる講座を継続実施する。	→	「家庭教育支援講座」を28地区公民館で実施するテーマ学習に位置付け、企画実施する。	社会教育課
		2	保育園での子育て家庭への支援	地域の子育ての拠点として、保育の知識・経験等の専門性をいかした子育て相談や園開放を行う。	保育園での専門性を生かした相談等を行うことで、子育てに対する不安の軽減や解消を図る。			相談記録がそれぞれの保育園に整理され、管理されている状態。	【相談受付回数】 3,594回 【相談内容記録件数】 3,594件 ※すべて記録あり	保育園に通園する園児や地域の子育てをしている保護者を対象に、子育て相談を行う。	子育てに対する相談を行った。	【相談受付回数】 3,192回 【相談内容記録件数】 3,192件 ※すべて記録あり	○	子育て相談を受け付け、子育てに対する不安の軽減や解消を図った。	→	保育園に通園する園児や地域の子育てをしている保護者を対象に、子育て相談を行う。	保育課	
		3	保育園士雇用事業	豊かな知識と経験を持つ地域の人を活用することで、園児との世代間交流等を促進するとともに、保育現場における保育士の負担軽減(園舎整備など)を図る。	保育園士との世代間交流を通して、児童の社会性を養う。			すべての保育園に園士が配置されている状態	配置園数	すべての園(63園)に配置されている。 (南川保育園とくびきひよこ園、北諏訪保育園と小猿屋保育園は兼務)	・コマや水鉄砲、笹舟づくりなど伝承遊びを通じた世代間交流を行う。 ・保育園の施設や物品の修繕、除雪作業などを行い、保育士の負担軽減を図る。	全ての園において、保育園士を配置した。 ○公立保育園 43園 ○私立保育園 18園 ○認定こども園 2園	○	保育園士の配置により、世代間交流や園の修繕等を行った。	→	全ての園において保育園士が配置されている状態を維持する。	保育課	
		4	保育園地域活動事業	児童の社会性を養うため、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行う保育園に補助金を交付する。	高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流により、児童の社会性を養う。			補助金の有無にかかわらず、市内すべての保育園で、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流が行われている状態。	事業実施園割合(実施園/市内保育園数)	地域活動事業実施園数62園(公立44、私立18) ※補助金交付園数は10園	・発表会や運動会、園祭り等を通じて、園児の保護者や祖父母のほか、地域の高齢者や小学生など幅広い世代とのふれあい活動を行い、交流を図る。 ・高齢者施設への訪問や敬老会への参加を通じて高齢者との交流を図る。	地域活動事業実施園62園(公立43、私立20) ※補助金交付園数は12園 【事業実施園割合】(実施園/市内保育園数) 100%	○	すべての園で、地域活動事業を実施することができた。	→	補助金の有無にかかわらず、市内すべての保育園で、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行う。	保育課	
		5	ファミリーサポートセンター運営事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動を連絡、調整を行う。	地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する。			提供会員数を増やし、依頼会員のニーズに見合った提供会員が紹介されている状態。	依頼会員のニーズに対する提供会員の紹介割合	【提供会員の紹介割合】 100%	・提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、民生委員児童委員協議会や各種団体を対象に説明会を行う。 ・提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催する。	・提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、民生委員児童委員協議会や各種団体を対象に説明会を行った。(年27回) ・提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催した。	○	・事業周知の場を拡大したことにより、提供会員数が前年比で40人増加した。 ・依頼会員のニーズに見合った提供会員を100%調整した。	→	・提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、民生委員児童委員協議会や各種団体を対象に説明会を行う。 ・提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催する。	こども課	

- ：目標どおりに達成できた
- △：一部達成できなかった
- ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		
								(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	担当課	
		6	民生委員・児童委員・主任児童委員活動	常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。	多様化・深刻化している子どもたちをめぐり課題について、研修などを利用し、理解を深め、次代を担う子どもたちの健やかな育ちのため、児童委員・主任児童委員活動の一層の充実を図る。			多様化・深刻化している子どもたちをめぐり課題について、研修などを利用し、理解を深め、次代を担う子どもたちの健やかな育ちのため、児童委員・主任児童委員活動の一層の充実を図られている。	・委員が毎月提出する活動記録の子どもに関する相談支援・件数を確認し、活動が停滞している委員へ聞き取り等を行う。 ・市民児協連主催の研修は、委員からアンケートを取り、次回研修の参考とする。 (調査対象:研修出席者、項目:実施研修についての意見や感想、次回研修の希望内容について)	・子どもに関する相談・支援件数(H26年度)…2,944件 ・子どもに関する研修等…市民児協連児童部会、全国主任児童委員研修会、主任児童委員活動研修会、児童虐待防止研修会、児童委員活動研修会、全国児童委員研究協議会	常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。	・6/8,9,18,24,26,29市民児協連ブロック研修会(テーマ「子どもたちを取り巻くネット社会の現状」)355名出席 ・8/7市民児協連児童部会(若竹寮視察研修)主任児童委員34名出席 ・8/31～9/1全国主任児童委員活動研修会 市民児協連代表2名出席 ・10/23主任児童委員活動研修会 主任児童委員4人出席 ・10/30児童虐待防止研修会 主任児童委員6名出席 ・児童委員活動研修会 児童委員・主任児童委員30名出席 ・全国児童委員研究協議会 市民児協連代表1名出席	○	研修等において他市の取組事例や対応状況について触れることで、円滑な支援に繋げることができた。	→	常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。	福祉課
4 子どもたちのためのよりよい環境づくり																	
		1	安全教室	保育園・幼稚園・認定こども園・小学校に安全教育指導員を派遣し、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導する。	犯罪弱者である子どもに犯罪の被害に遭わないための知識を習得させ、市民生活の安全安心の確保を図る。			安全教室を実施する幼稚園・保育園・認定こども園・学校に対し、指導・助言が行われている状態。 【開催回数】 幼稚園・保育園・認定こども園:36園(2年で全園実施) 小学校:申込のあった学校に対し100%実施	開催回数の集計	【開催回数】 幼稚園・保育園・認定こども園 =対象37園中36園で実施(2年間で全園が対象となる) 小学校 =53校中45校で実施 (申込みのあった園・学校に対全て対応している)	安全教室の実施に対する指導、助言を行う。	幼稚園・保育園・認定こども園での安全教室実施 対象園:36園 申込園:36園 実施園:36園 ※2年間で全園で実施 小学校での防犯教室実施 対象数:53校 申込数:43校 実施数:43校 ※申し込みをしなかった10校は、学校独自で実施	○	実施申込に対して100%実施した。今後も犯罪被害に遭わないための知識習得のため、よりよい方法で指導・助言を継続する。	→	・幼稚園・保育園・認定こども園、学校に対して、犯罪被害に遭わないための指導・助言を行う。 ・幼稚園、保育園では、防犯と交通安全を統合した親子向け教室を、申込園に対して実施する。 ・小学校へは、低学年を対象とした防犯教室のシナリオを配布し、学校の日程で防犯指導が出来るようにする。	市民安全課
		2	安全メール	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故、その他(クマ・サル等の出没)情報をメール配信により情報提供することにより、被害の連鎖や拡大を抑止する。	市内で発生した犯罪、災害、交通事故などの情報を迅速に提供し、市民の自主的な防犯・防災活動を促し、市民の安全安心の確保を図る。			適時的確な情報発信に努め、携帯電話会社や児童・生徒の保護者と連携し、受信者拡大を図られている状態。 【安全メール登録者数】 6,200件	安全メールの登録件数の集計	【安全メール登録者数】 5,876件	適時的確な情報発信に努め、携帯電話会社や児童・生徒の保護者及び市民と連携し、受信者拡大を図る。	安全メール登録者数 6,366件 安全メール発信数 196件 防犯情報 25件 防災情報 5件 交通安全情報 8件 火災情報 88件 その他(行方不明、熊等) 70件	○	火災情報の発信を加えたことから約500件が増加した。今後も、必要な情報を提供し、被害の拡大防止や注意喚起を行う。	→	・登録件数を6,500件以上とする。 ・広報上越や携帯電話会社等と連携し登録者増加に向けた広報活動を行う。 ・情報提供に関しては、必要な情報を提供し、被害の拡大防止や注意喚起を行う。	市民安全課
		3	交通安全教室	保育園児・幼稚園児・認定こども園児及び小・中学生を対象に、歩行時・自転車乗車時における交通安全の基礎や交通事故防止のための知識などを指導する。	保育園児・幼稚園児・認定こども園児から高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育及び啓発活動を実施し、交通事故のない安全で安心なまちづくりを実現する。			交通安全教室を実施する幼稚園・保育園・学校に対し、指導・助言が行われている状態。 【開催回数】 幼稚園・保育園・認定こども園:74園 小学校:53校 中学校:24校	開催回数の集計	【開催回数】 幼稚園・保育園・認定こども園 =対象73園中73園で実施 小学校 =対象53校中52校で実施 中学校 =対象24校中19校で実施 (申込みのあった園・学校に対全て対応している)	交通安全教室の実施に対する指導、助言を行う。	開催回数 幼稚園・保育園・認定こども園 =対象71園中70園で実施 小学校 =対象53校中52校で実施 中学校 =対象24校中20校で実施 (申込のあった園・学校はすべて実施)	○	実施申込に対して100%実施した。今後も交通安全被害に遭わないための交通安全教育や啓発活動を継続する。	→	・交通事故の件数を前年度より減少させることを目標とする。 ・幼稚園、保育園では、防犯と交通安全を統合した親子向け教室を、申込園に対して実施する。 ・小、中学校では学校が開催する交通安全教室に対して、要請に応じて職員を派遣し交通ルールや自転車運転のルールを指導する。	市民安全課
		4	街灯整備事業	夜間における歩行者の安全を確保するため、集落間の通学路等の街灯整備を行う。	通学路等での交通の安全及び街頭犯罪の未然防止を図り、市民生活の安全安心を確保する。			集落間の通学路に街灯整備がされ、既存街灯のLED化が図られている状態。 【要望等による整備必要所の整備割合】 100% 【LED化への変更割合】 100%	・要望に対する対応状況を確認 ・LED化への変更状況	【要望等による整備必要所の整備割合】 100%	通学路点検における新規設置箇所確認、既存防犯灯についてLED化を図りながら維持管理を行う。	既存防犯灯で灯具交換によりLED化が可能な防犯灯のLED化工事を行った。	○	LED化により、環境に配慮した状態を整えることができた。また、既存防犯灯の修繕は確実に対応することができた。	→	集落間の通学路における防犯灯の維持管理について確実に対応する。	市民安全課

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた
 △：一部達成できなかった
 ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H26実績	H27年度				H28年度		担当課
								(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何をもち、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)		
		5	子育てバリアフリー設備の充実	子育て中の親とその子どもの利用に配慮した設備やサービスを備える施設を認定する。	バリアフリー施設を市が認定し、その周知を行うことで、地域における子育て支援の意識の高揚を図るとともに、子育てしやすい環境の整備を推進する。			新規認定施設数を増やし、地域における子育て支援の意識の高揚が図られ、子育てしやすい環境が整備されている状態。 【新規認定施設数】 25施設以上(H26年度比)	新規認定施設数	【認定施設数】 154施設	・未認定施設に募集チラシを送付する。 ・広報上越に認定施設の募集記事を掲載するほか、上越商工会議所及び各商工会を通じて募集チラシを配布する。	広報上越に募集記事を掲載するとともに、上越商工会議所及び各商工会を通じて募集チラシを配布するなど、認定施設の増加を図ったが、新規認定施設は2件に留まった。 【新規認定施設数】 2施設	△	チラシを配布するなど啓発活動を行ったが、効果が上がらなかったため、個別での募集を行う。	→	・未認定施設に募集チラシを送付する。 ・広報上越に認定施設の募集記事を掲載する。	こども課
		6	110番協力車制度	地域住民の協力による自主的な防犯活動の一環として、趣旨に賛同する方の車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼り付けてもらい、車両運行中に不審者又は助けを求め子どもを発見した場合に、警察その他関係機関への通報及び子どもの保護活動を行う。	市民ぐるみで、犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現する。			「110ばん協力車」の趣旨賛同者の増加に向けた取り組みが継続されている状態。	「110ばん協力車」のステッカー発行状況により取り組み状況を確認	【登録台数】 4,535台	「110ばん協力車」の趣旨賛同者の増加に向けた取組を実施する。	登録台数 4,877台 平成27年度における新規登録台数 341台	○	広報上越、防犯講話での周知により、新規登録台数が増加した。犯罪抑止の啓発活動として、登録台数の増加に向けた活動を継続する。	→	登録台数の増加に向け、広報活動を実施する。	市民安全課